

# 大網白里市地域福祉計画



平成30（2018）年3月

大網白里市



## はじめに

近年、ライフスタイルの多様化やプライバシーの意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆が弱まりつつあります。また、少子化や高齢者のひとり暮らし・老々介護等、様々な社会状況の変化に伴い公的サービスの充実が図られてきましたが、福祉ニーズの多様化により、公的サービスのみでの対応は、困難な状況となっております。



本市においては、これらの状況に対応するため、これまで、第1次地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）、第2次地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、各種施策を展開してまいりましたが、このたび、国が推進する「地域共生社会」の実現に向け、新たに第3次地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、基本理念として「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる“あい”にあふれるまち ～踏み出す一歩が 地域をかえる～」を掲げ、日々の暮らしにおいて、人と人のつながりを再構築することにより、すべての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる社会を目指すこととしております。

また、本計画は、社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に策定したことにより、基本理念や基本目標を共有することができました。今後、市や社会福祉協議会のみでなく、市民の皆様をはじめ、地域活動団体、ボランティア、事業所など、地域のさまざまな主体が、さらに連携を強化する中で、共通の目標に向かった取組みが進み、温かな心が通いあう、よりよい地域社会が実現することを切に願うものです。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました大網白里市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査へのご協力、地域福祉座談会への参加等、さまざまな機会を通じてご協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

大網白里市長 金坂昌典



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画の策定体制.....	5
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状.....	6
第1節 人口や世帯の状況.....	6
第2節 本市の子どもの状況.....	8
第3節 本市の障がい者の状況.....	9
第4節 本市の高齢者の状況.....	10
第5節 本市の地域の状況.....	11
第6節 アンケート調査からみた地域の状況.....	15
第7節 関係機関アンケートの実施について.....	26
第8節 地域福祉座談会の実施について.....	29
第9節 前計画の進捗状況について.....	33
第10節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ.....	34
第3章 計画の基本的な方向.....	38
第1節 計画の基本理念.....	38
第2節 計画の基本目標.....	39
第3節 地域共生社会について.....	41
第4章 具体的な取組み.....	42
基本目標1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち.....	42
基本目標2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち.....	49
基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち.....	56
第5章 計画の推進に向けて.....	76
第1節 計画の推進体制.....	76
第2節 計画の理解促進.....	76

第6章 関連資料.....	77
1. 大網白里市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	77
2. 策定委員会委員名簿.....	79
3. 大網白里市地域福祉計画策定庁内会議設置要領.....	80
4. 策定庁内会議員名簿.....	83
5. 庁内作業部会委員名簿.....	83
6. 策定経過.....	84
7. 用語解説.....	86

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 第1節 計画の目的

近年、自然災害が多発しているなかで、地域の身近なつながりは尊い命を救う大きな力になりますが、ライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆が弱まりつつあり、地域力の低下が懸念されています。また、少子化や高齢者のひとり暮らし・老老介護等、様々な社会状況の変化により、ニーズも多様化しています。

これらの福祉ニーズに十分に応えていくためには、公的サービスのみでは難しいため、地域の助けあいを基本とした地域づくりを推進しようとして策定されたものが、前回、平成25(2013)年の「第2次大網白里市地域福祉計画」でした。この前計画は、平成29(2017)年度末をもって終了することとなることから、このたび、新たに、「地域共生社会」の考え方を取り入れた「第3次大網白里市地域福祉計画」を、策定することといたしました。この計画は、平成30(2018)年度より開始することとなります。

「地域共生社会」とは、地域に暮らすすべての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる社会をめざそうとするものです。

本計画は、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と基本理念や施策を共有し、緊密に連携、協働をしていくなかで、市民一人ひとりが、できることから一歩ずつ地域づくりに参加できる仕組みをつくり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会を実現していくことを目的とします。

## 第2節 計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間を計画期間とします。  
また、社会情勢の変化にあわせて、適宜見直しを行います。

### ■計画の期間

平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度	平成36 (2024) 年度	平成37 (2025) 年度	平成38 (2026) 年度	平成39 (2027) 年度
第5次総合計画（基本計画）														
第2次大網白里市 地域福祉計画				評価 策定										
第3次大網白里市地域福祉計画								評価					評価 策定	
第4次大網白里市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）					第5次大網白里市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）									

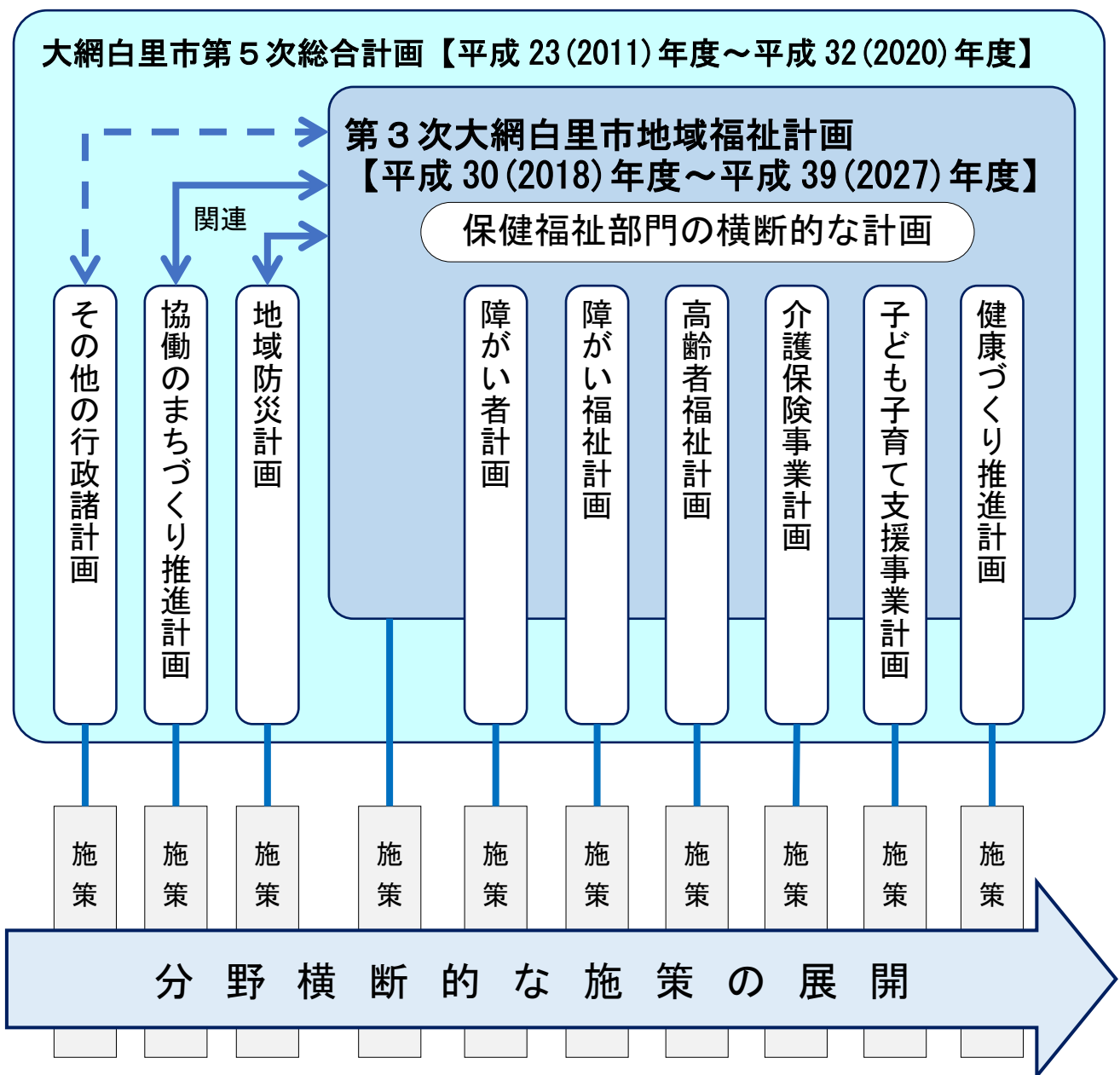


### 第3節 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

「大網白里市第5次総合計画」を上位計画とし、各種分野との整合性を図り、連携のとれた計画とします。また、保健福祉関連計画を包括する上位計画としても位置づけます。

#### ■関連諸計画との位置づけ

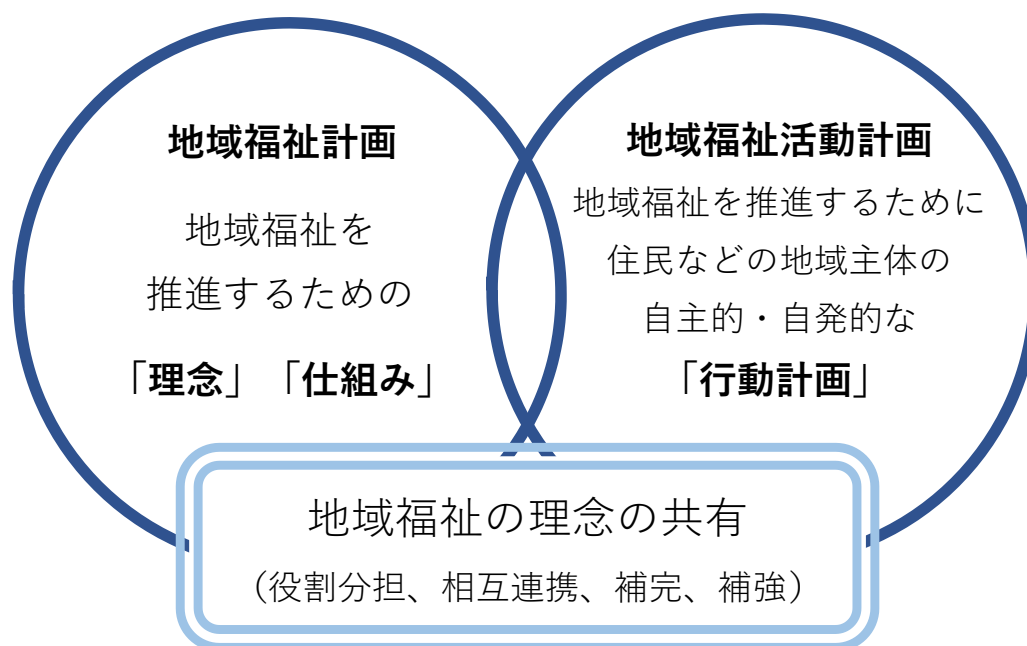


## (2) 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

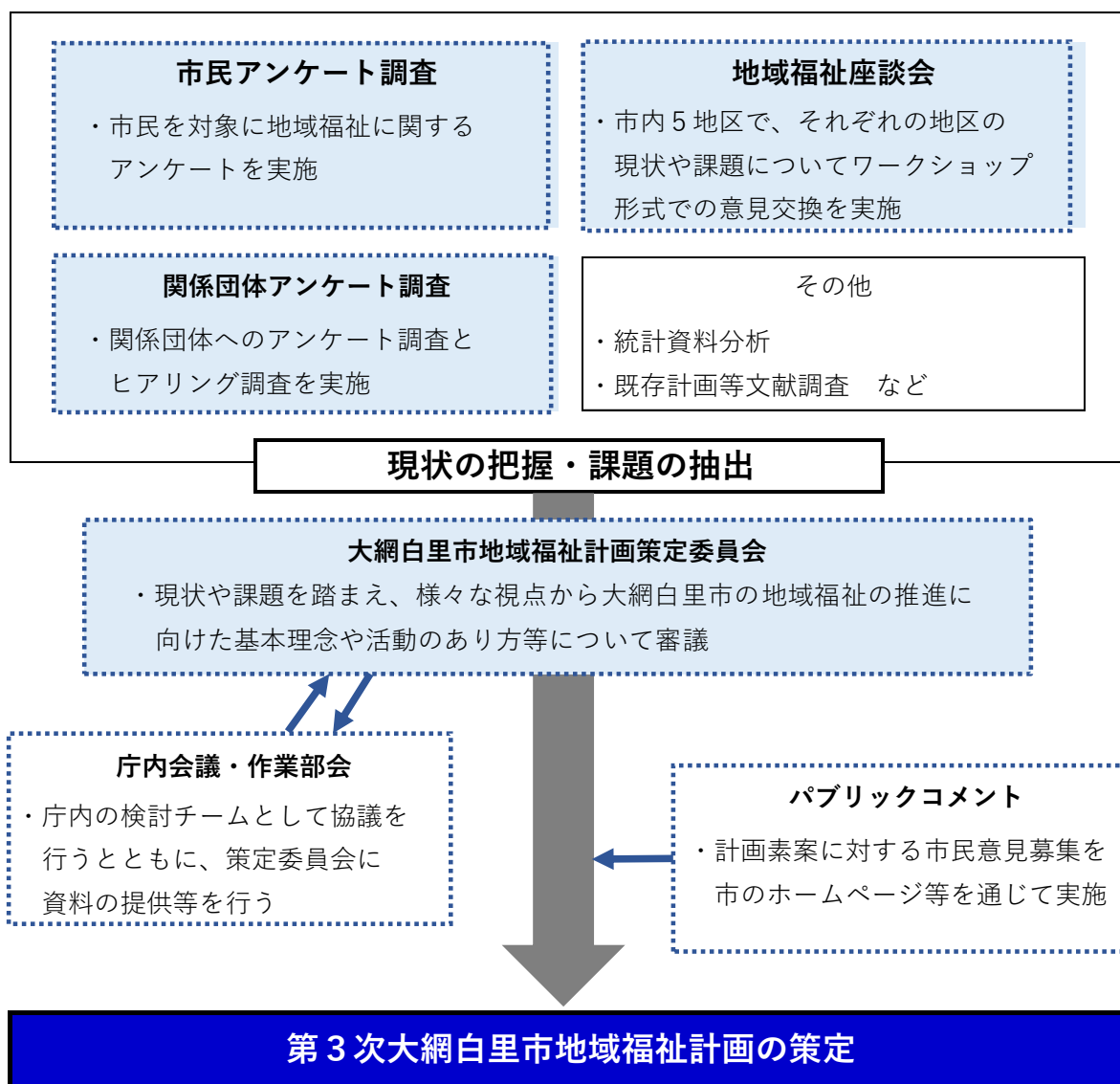


## 第4節 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、一般市民、ボランティア団体、民生委員児童委員、市職員、その他関係者からなる「大網白里市地域福祉計画策定委員会」が中心となり協議を重ね策定いたしました。策定にあたっては、庁内検討機関である庁内会議及び作業部会において計画の基本的な内容について調査検討を行いました。

また、20歳以上の市民2,000人を対象に実施したアンケート調査や、市内5地区での地域福祉座談会、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民、地域の意見の反映に努めました。

### ■計画の作成体制



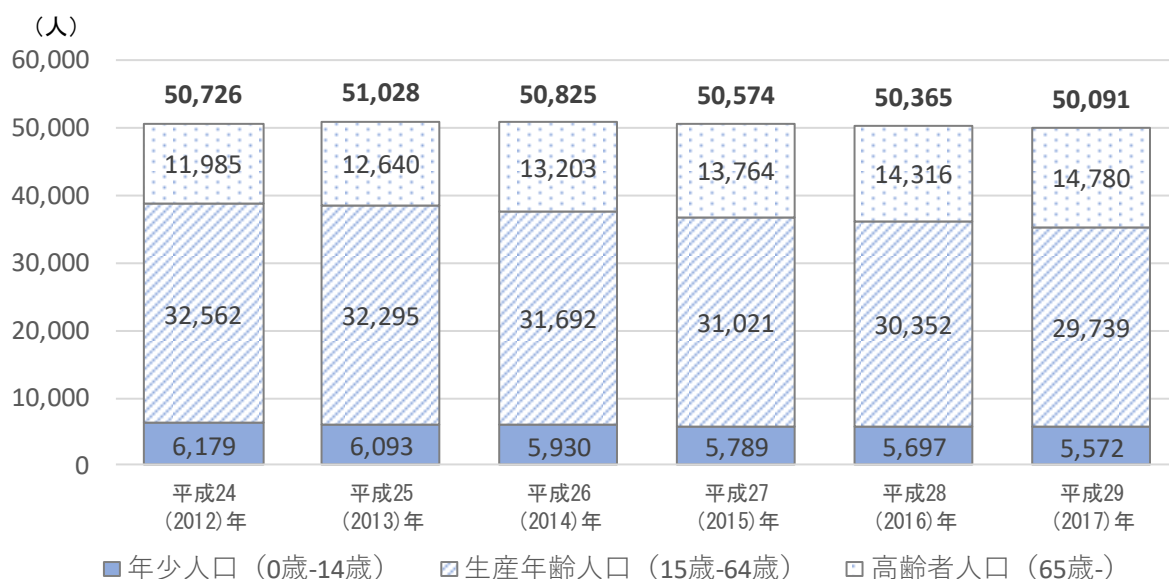
## 第2章 市の地域福祉を取り巻く現状

### 第1節 人口や世帯の状況

#### (1) 人口の推移

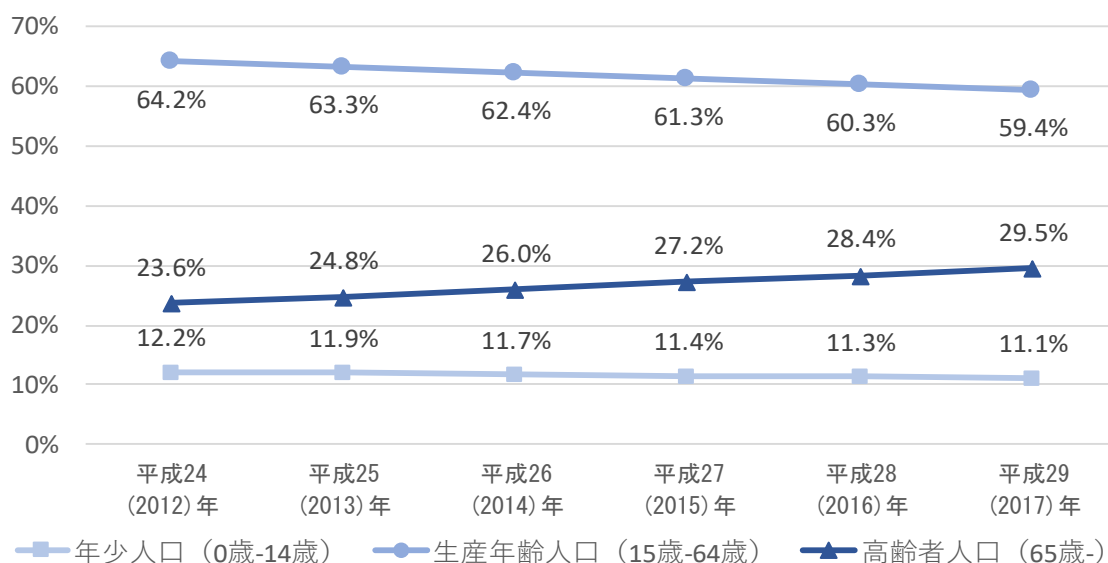
平成29(2017)年の人口は、50,091人です。全国的な傾向と同様、本市でも高齢者人口の増加及び年少人口と生産年齢人口は減少が進んでおり、特に、高齢者人口の割合は、平成24(2012)年から5年の間に23.6%から29.5%と5.9%増加しています。

#### ■人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

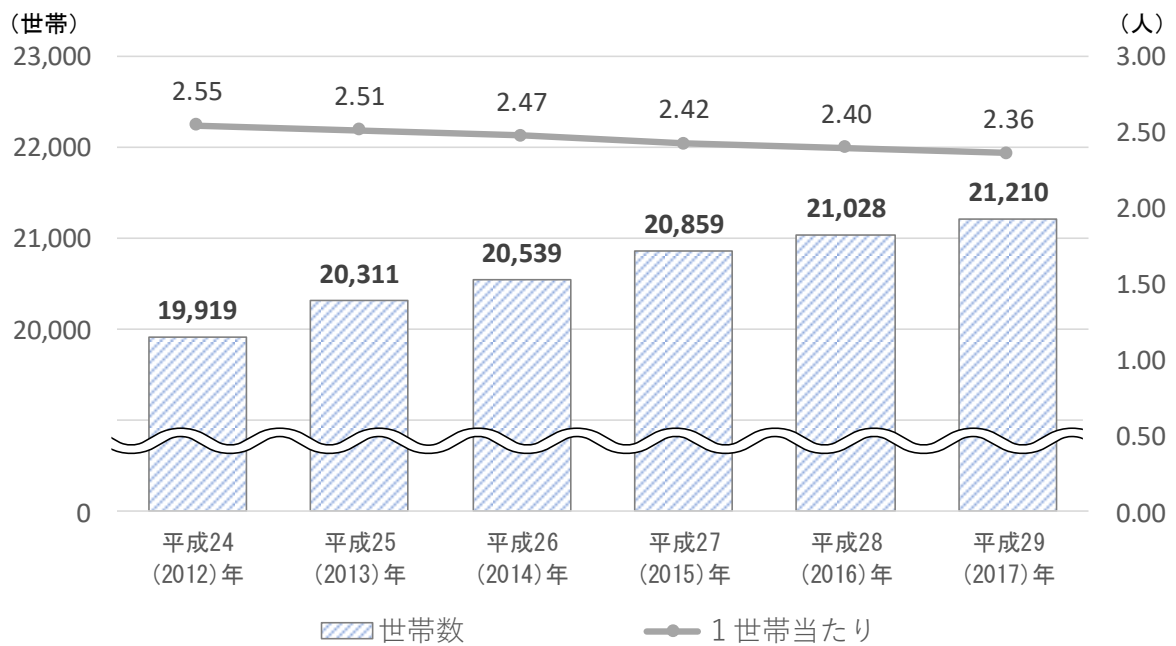
#### ■人口割合



## (2) 世帯の推移

平成 29(2017)年の世帯数は、21,210 世帯です。人口減少に対して、世帯数の増加が進んでおり、1 世帯あたりの世帯人数は平成 24(2012)年から 5 年の間に 2.55 人から 2.36 人と 0.19 人減少しています。

### ■世帯数及び世帯人数



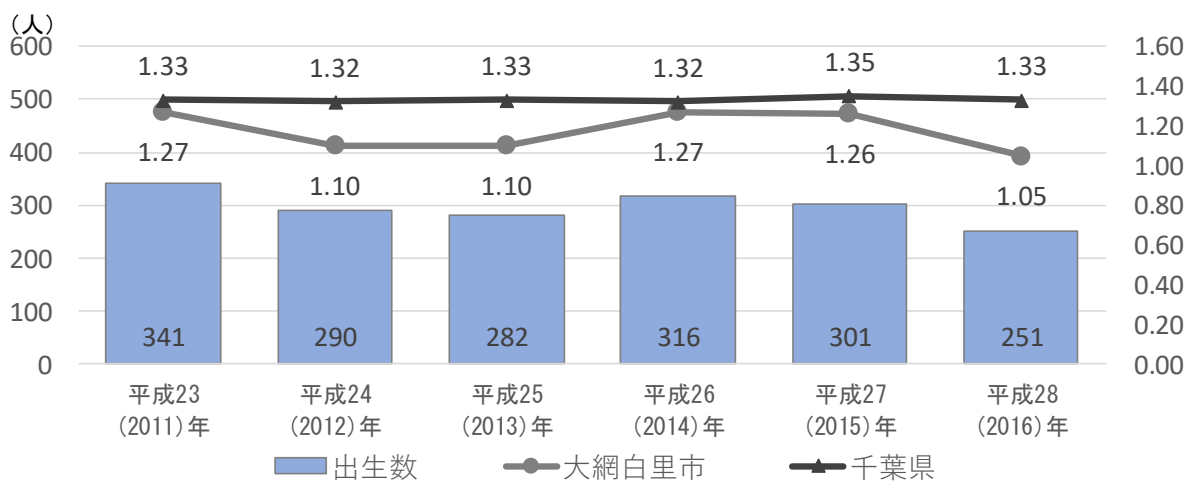
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

## 第2節 本市の子どもの状況

合計特殊出生率は、平成28(2016)年の県の平均1.33を0.28ポイント下回った1.05になっています。平成26(2014)年・平成27(2015)年に回復がみられたものの、平成28(2016)年は大きく落ち込んでいます。

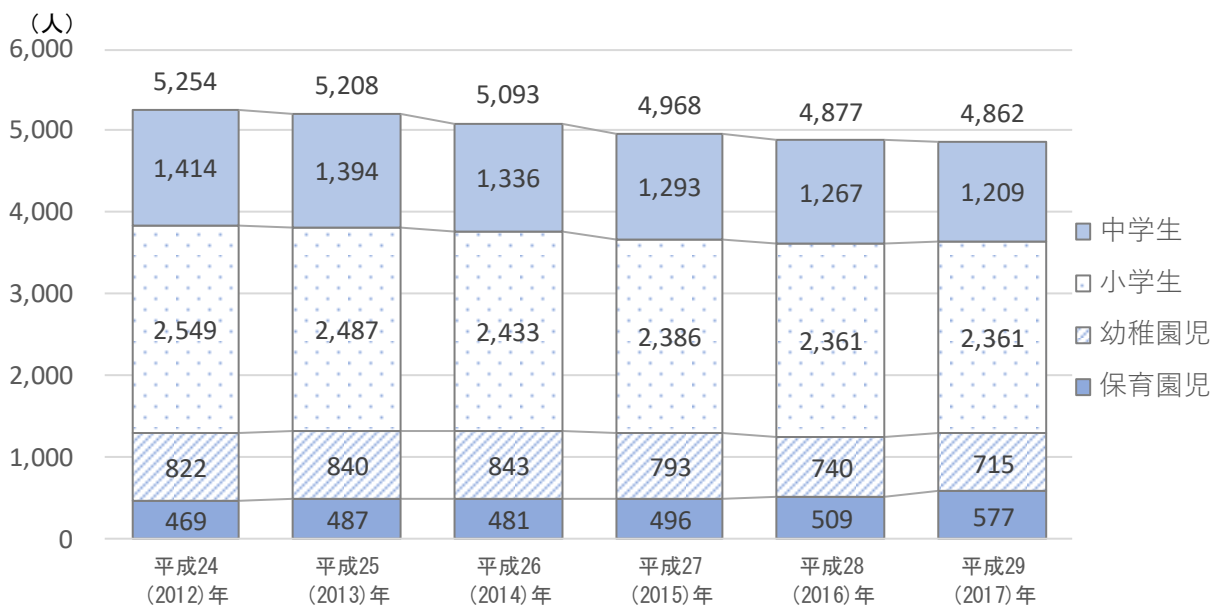
人口の推移と同様に、児童数も全体的に減少傾向になっています。しかし、保育所児童に関しては微増しています。

### ■出生数と合計特殊出生率



資料：千葉県健康福祉部

### ■保育所児童・幼稚園児・小学生・中学生数



資料：保育所児童 子育て支援課 (各年4月1日現在)  
幼稚園児・小学生・中学生 学校基本調査 (各年5月1日現在)

### 第3節 本市の障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数（身体障がい）については、平成 24(2012)年の 1,377 人から平成 29(2017)年の 1,548 人へと増加傾向となっています。

療育手帳所持者数（知的障がい）についても、平成 24(2012)年の 326 人から平成 29(2017)年の 379 人へと増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がい）についても、平成 24(2012)年の 206 人から平成 29(2017)年の 290 人へと増加傾向となっています。

#### ■障害者手帳等保持者数

		平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
<b>身体障害者手帳所持者 (身体障がい)</b>		<b>1,377</b>	<b>1,380</b>	<b>1,575</b>	<b>1,382</b>	<b>1,450</b>	<b>1,548</b>
年齢別	18歳未満	29	28	29	32	32	35
	18歳以上	1,348	1,352	1,546	1,350	1,418	1,513
等級別	1級	167	457	525	417	452	474
	2級	256	258	270	258	264	284
	3級	213	217	250	245	254	264
	4級	305	315	373	334	351	366
	5級	68	64	80	65	65	90
	6級	68	69	77	63	64	70
<b>療育手帳所持者(知的障がい)</b>		<b>326</b>	<b>338</b>	<b>342</b>	<b>323</b>	<b>366</b>	<b>379</b>
年齢別	18歳未満	120	112	106	96	113	90
	18歳以上	206	226	236	227	253	289
等級別	軽度	109	114	117	113	133	137
	中度	84	90	82	69	90	96
	重度	103	111	123	122	130	132
<b>精神障害者保健福祉手帳所持者 (精神障がい)</b>		<b>206</b>	<b>223</b>	<b>229</b>	<b>248</b>	<b>274</b>	<b>290</b>
等級別	1級	31	31	31	31	42	50
	2級	129	149	158	168	180	185
	3級	46	43	40	49	52	55

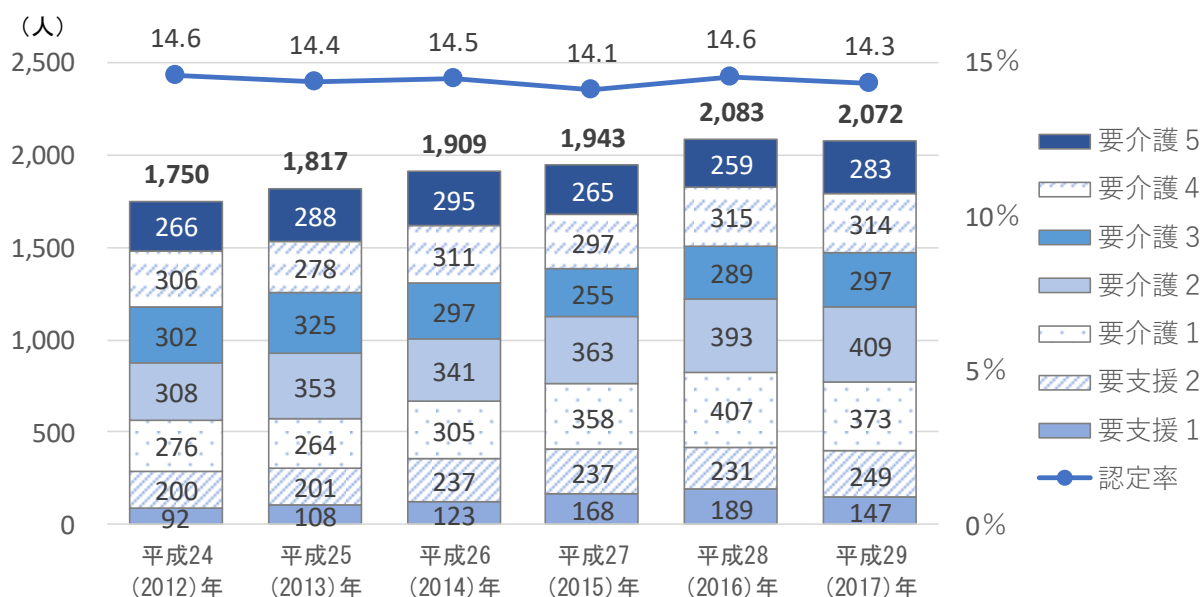
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 第4節 本市の高齢者の状況

高齢者人口の増加に伴い、介護認定者数も増加しています。平成28(2016)年には2,000人を超え、平成29(2017)年では、2,072人になっています。5年前の平成24(2012)年と比べると322人増加しています。

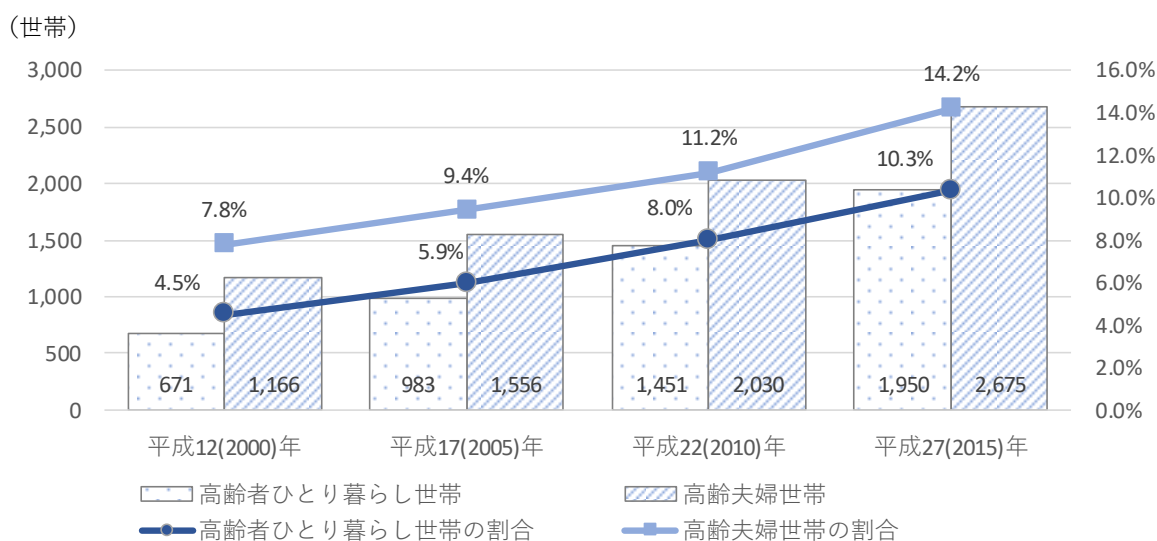
これらと同様に、高齢者のひとり暮らし世帯・高齢夫婦世帯も増加しています。平成27(2015)年の国勢調査によると世帯数に対し、高齢者ひとり暮らし世帯が10.3%、高齢夫婦世帯が14.2%になっています。

### ■介護認定者数



※認定率…要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除した値  
資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（各年4月1日現在）

### ■高齢者ひとり暮らし世帯と高齢夫婦世帯の推移と割合



※高齢者ひとり暮らし世帯…65歳以上の1人世帯  
※高齢夫婦世帯…夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯  
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## 第5節 本市の地域の状況

### (1) 生活保護の状況

生活保護被保護世帯数は平成 24(2012)年の 209 世帯から、平成 28(2016)年度では 251 世帯と増加傾向にあります。

#### ■生活保護法による保護状況（各年度月平均）

		平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
被保護世帯数		209	215	226	230	251
被保護人員		258	267	286	284	310
扶助人員	生活扶助	227	240	262	256	282
	住宅扶助	159	168	175	173	198
	教育扶助	10	9	10	7	11
	医療扶助	236	233	248	247	272
	介護扶助	53	55	61	64	72
	その他の扶助	3	5	7	7	10

資料：社会福祉課

### (2) 身近な犯罪発生の状況

身近な刑法犯の発生状況については、平成 23(2011)年の 682 件から減少し、平成 28(2016)年では 354 件となっています。

#### ■身近な刑法犯の発生状況

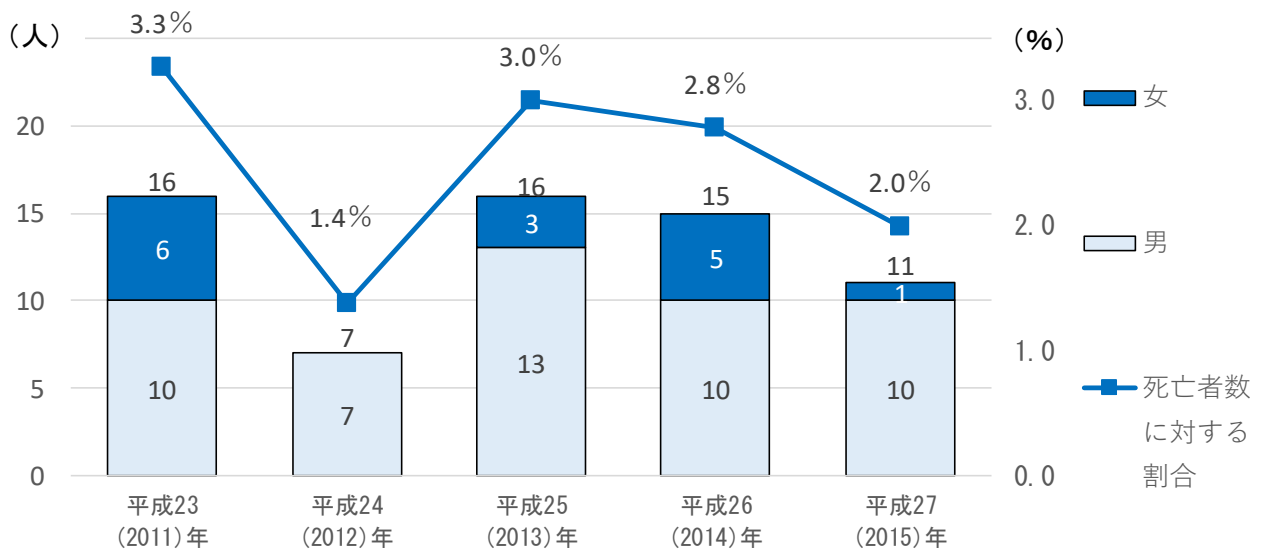
	平成 23 (2011)年	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年
空き巣	35	31	15	37	19	26
忍び込み	28	12	17	21	25	5
その他侵入盗	21	33	17	14	13	19
車上ねらい	69	52	72	54	23	21
自動車盗	19	15	23	16	5	8
オートバイ盗	54	33	28	18	20	9
自転車盗	124	93	45	62	51	53
非侵入盗その他	144	154	158	99	86	71
総数	682	617	574	471	448	354

資料：千葉県警察

### (3) 自殺者の状況

自殺者数については、平成 24(2012)年に減少したものの、平成 25(2013)年に増加し、以降は減少傾向となっています。

#### ■男女別自殺者数



資料：千葉県健康福祉部

## (4) ボランティア団体の状況

社会福祉協議会にボランティア登録している団体は 14 団体です。

### ■ ボランティア連絡協議会

グループ名	活動内容
十日会	社協福祉バザー用品製作、福祉施設からの依頼品を作成し、寄贈
結の会	声の広報紙づくり（市広報、社協だより）、声の図書づくり
手話サークル「歩み」	聴覚障がい者から手話を学び、お互いに協力しあい、情報提供、問題解決に取り組む
おはなし どんどん	子どもたちへの本の読みきかせ、紙芝居、パネルシアター、手遊び等
増穂ひまわり会	特別養護老人ホームへ入居している方へのヘアカット
まきの木会	特別養護老人ホームでの包布交換

資料：大網白里市社会福祉協議会

### ■ ボランティアセンター登録グループ

グループ名	活動内容
エコーライブラリー 白里リーディングスタジオ	視覚障がい者への音訳、図書テープ作成
小中川をきれいにする会	小中川の河川、管理用道路の環境美化活動
地域環境をよくする会	大網駅周辺の環境美化活動
サンフラワーズクラブの会	富田東地区での草取り、花がらつみ、水やり等
民謡・尺八・三味線同好会	民謡・カラオケを通して施設訪問
大網白里市食生活改善協議会	食生活改善活動
十枝の森を守る会	十枝の森の保全活動
昔話を語り継ぐ会	施設等でのお話会（九十九里浜に伝わる昔話を紙芝居にして、地元の方言で披露）

資料：大網白里市社会福祉協議会

## (5) 避難所

指定緊急避難場所は 33 箇所です。その他、千葉県立大網白里特別支援学校、市内介護施設 4 施設、山武郡市内障害者施設 18 施設と福祉避難所の協定を締結しています。

### ■災害別指定緊急避難場所数

	地震	津波	土砂災害	洪水	高潮	大規模な火事
中央公民館	○		○	○		
保健文化センター	○		○	○		
中部コミュニティセンター	○	○		○		
白里公民館	○	○*		○	○	
大網小学校	○		○	○		○
瑞穂小学校	○		○	○		○
増穂小学校	○			○		○
白里小学校	○	○*		○	○	○
大網東小学校	○			○		○
増穂北小学校	○			○		○
季美の森小学校	○			○		○
大網中学校	○		○	○		○
増穂中学校	○			○		○
白里中学校	○			○		○
大網高等学校	○					○
大網白里アリーナ	○	○		○		○
市運動広場	○					○
みどりが丘近隣公園	○					○
みずほ台近隣公園	○					○
季美の森南近隣公園	○					○
農村ふれあいセンター	○		○	○		○
農村環境改善センター	○			○	○	○
北吉田市有地	○	○				○
パチンコABC大網店	○	○		○		○
諏訪神社	○					○
要行寺	○					○
弥幾野自治会館	○	○		○		
白里小学校 3階・屋上		○				
白里中学校 3階・4階		○				
浄化センター 屋上		○				
ブラセル九十九里 屋上		○				
オーシャンビュー白里ダイヤモンド マンション 4階以上共有部分・屋上		○				
防災第1号公園（津波避難タワー）		○				

※大津波警報時は使用しない

資料：安全対策課

## 第6節 アンケート調査からみた地域の状況

### (1) アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の状況を把握するため、アンケート調査（以下「市民アンケート」）を実施しました。

調査対象	20歳以上の大網白里市民		
調査期間	平成29(2017)年9月1日～平成29(2017)年9月18日		
回収結果	配布数：2,000	有効回収数：814	有効回収率：40.7%

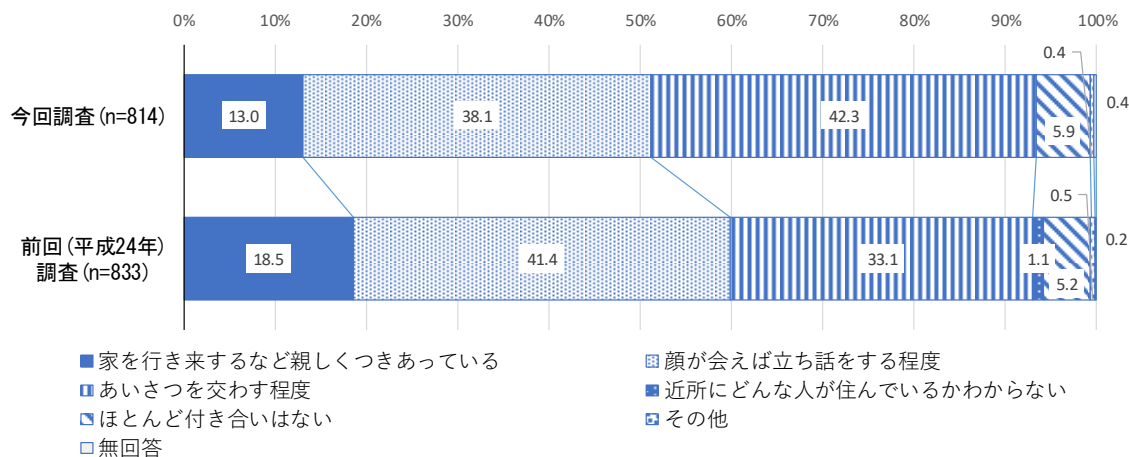
### (2) アンケート調査結果より

調査結果から見える主な事項は次のとおりです。

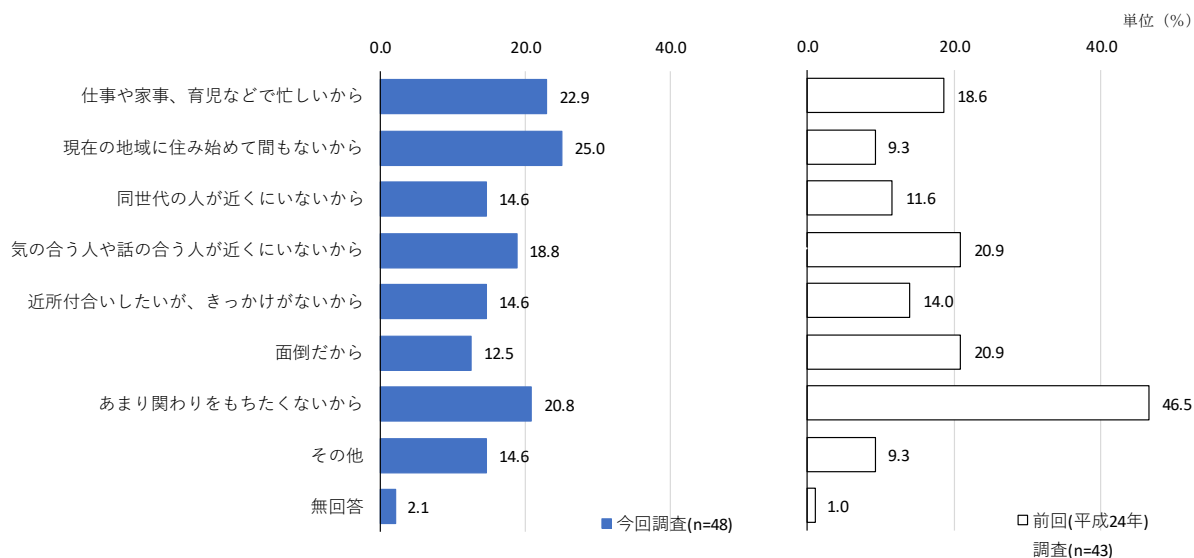
#### 1. ご近所づきあいについて

ご近所づきあいについて、「あいさつを交わす程度」が42.3%と最も多く、その次に「顔が会えば立ち話をする程度」が38.1%、「家を行き来するなど親しくつきあっている」が13.0%と続いています。

前回の調査結果と比較すると、「家を行き来するなど親しくつきあっている」が18.5%から13.0%減少している一方、「あいさつを交わす程度」が33.1%から42.3%と増加しており、ご近所づきあいの頻度が減っていることがわかります。



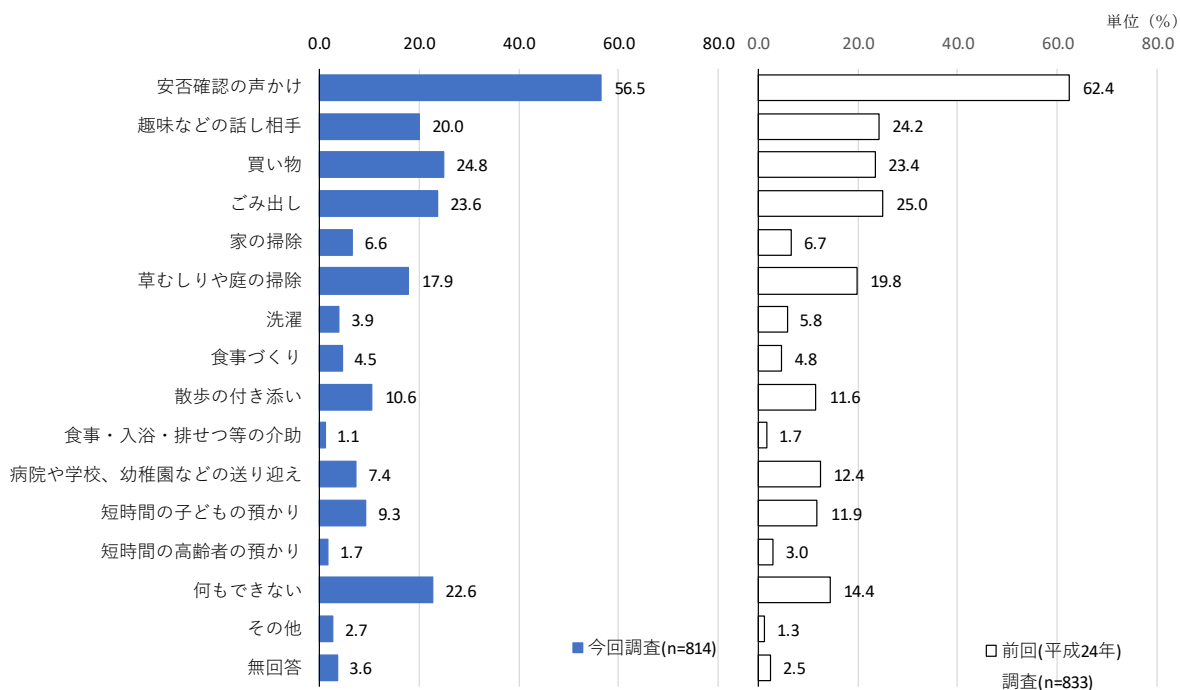
また、「近所づきあいをほとんどしてない」理由について、前回の調査結果では「あまり関わりをもちたくないから」が46.5%と最も多かったが、今回の調査では、「現在の地域に住み始めて間もないから」が25.0%と最も多く、次いで「仕事や家事、育児などで忙しいから」が22.9%となっています。



## 2. 地域の中で自分ができること

地域の中で自分ができることについて、「安否確認の声かけ」が56.5%と最も多く、次いで「買い物」が24.8%、「ごみ出し」が23.6%と続いています。

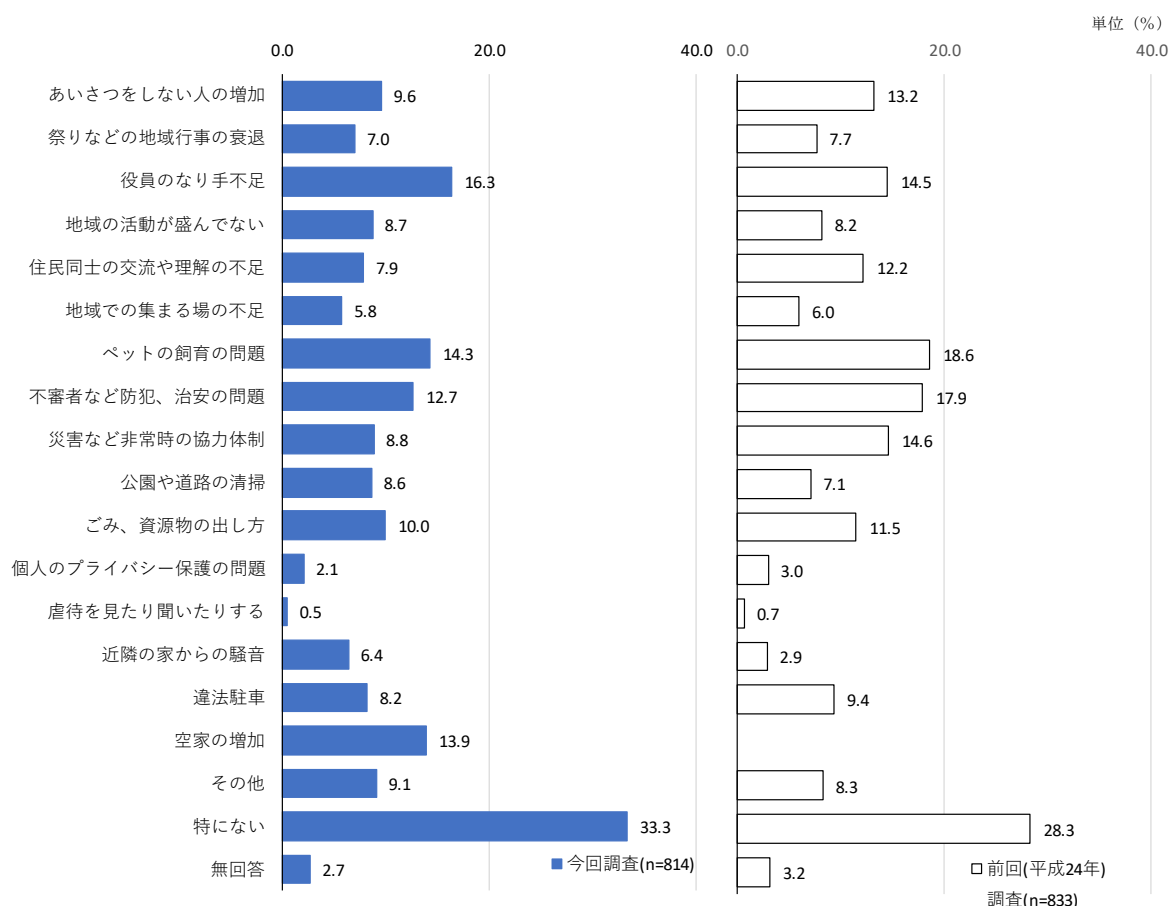
前回の調査結果と比較すると、「何もできない」が14.4%から22.6%と増加しています。



### 3. 地域の中で困っていること

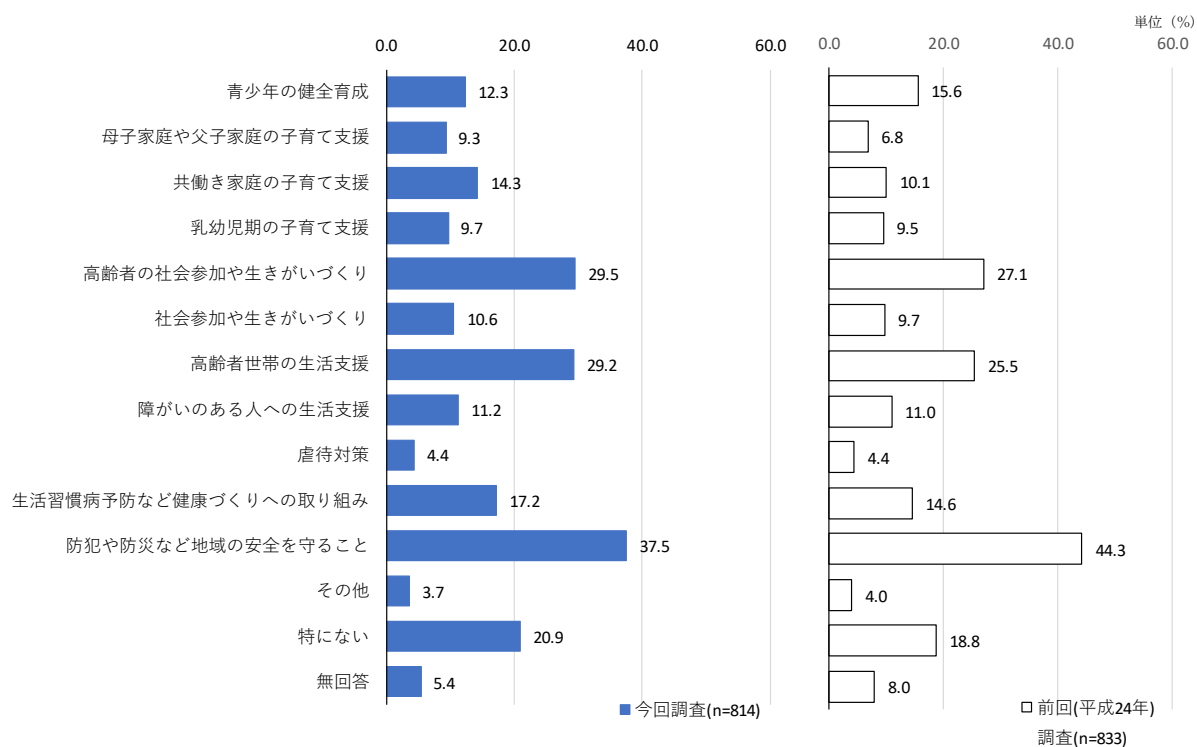
地域の中で困っていることについては、「特にない」が33.3%と最も多く、次いで「役員のなり手不足」が16.3%、「ペットの飼育の問題」が14.3%、「空家の増加」が13.9%となっています。

前回の調査結果と比較すると、「特にない」、「役員のなり手不足」、「地域の活動が盛んでない」「公園や道路の清掃」、「近隣の家からの騒音」が増加しています。



#### 4. 地域住民が取り組むべき課題や問題

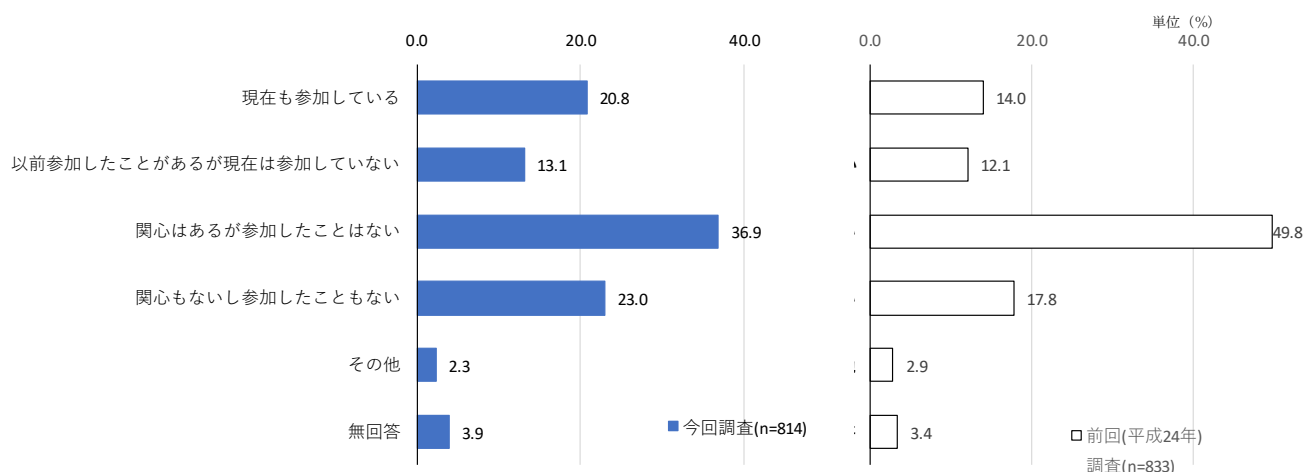
地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が37.5%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が29.5%、「高齢者世帯の生活支援」が29.2%となっており、前回の調査結果の上位順位から大きな変化はありません。



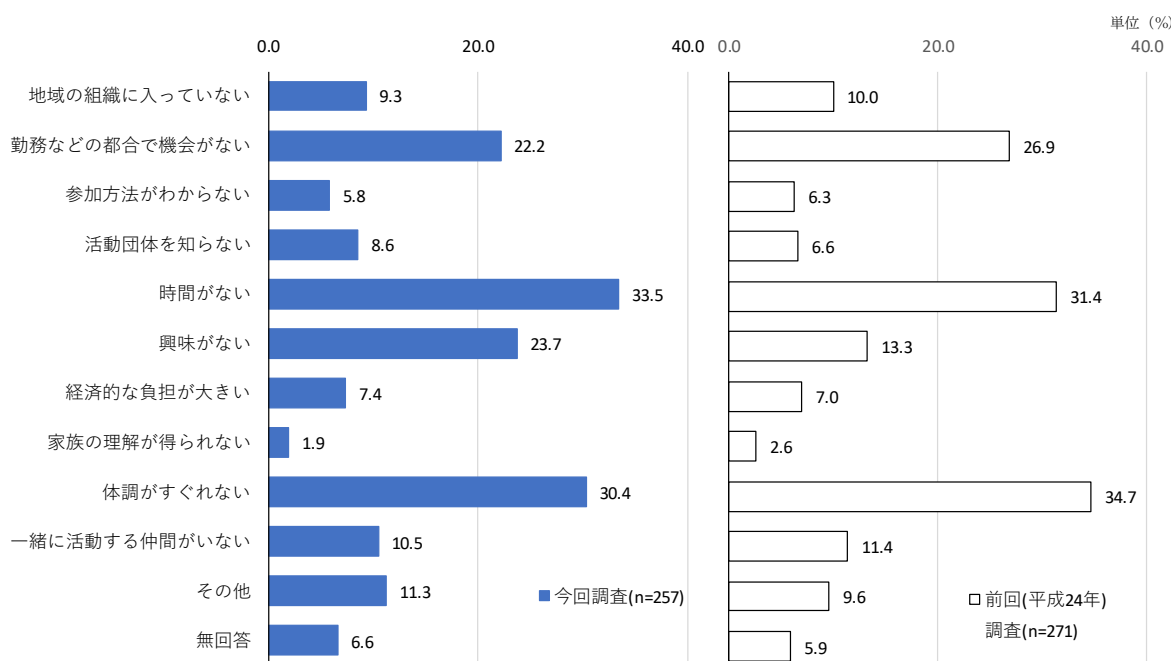


## 5. ボランティア活動について

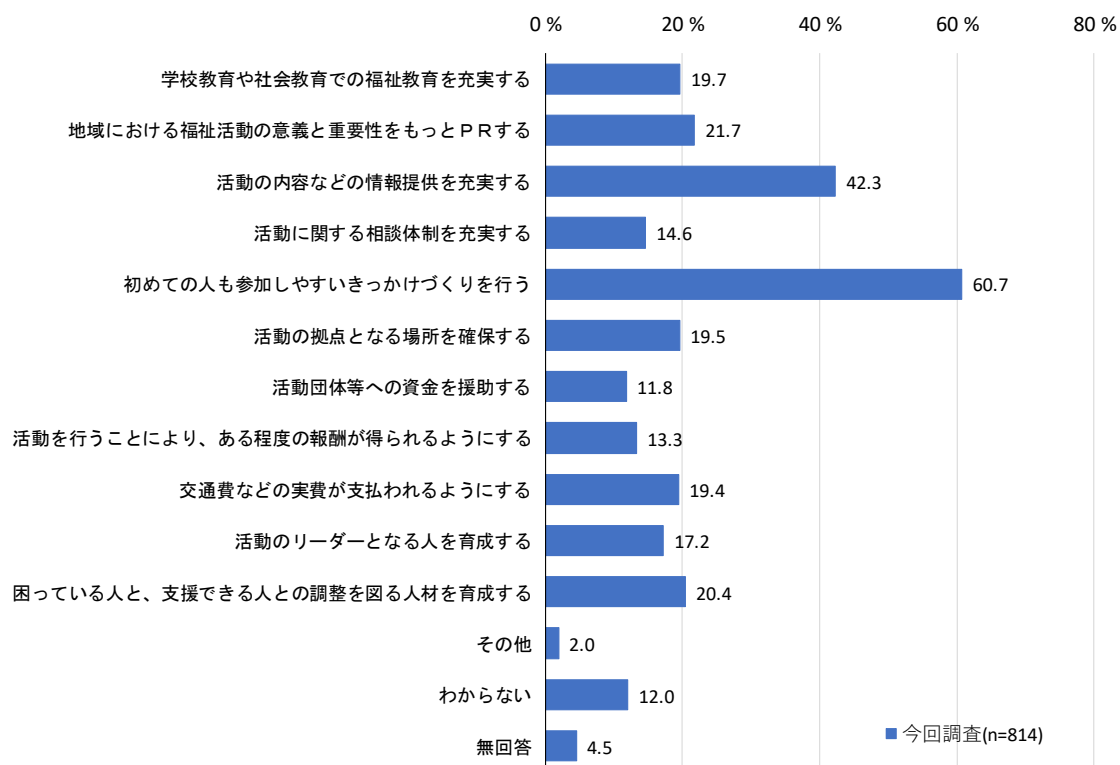
地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについては、「関心はあるが参加したことはない」が36.9%と最も多く、次いで「関心もないし参加したこともない」が23.0%となっています。前回の調査結果と比較すると、「関心はあるが参加したことはない」が12.9ポイント下がっていますが、「関心もないし参加したこともない」が5.2ポイント高くなっています。



地域活動やボランティア活動に参加したくない・参加できない理由としては、「時間がない」が33.5%と最も多く、次いで、「体調がすぐれない」が30.4%となっています。前回の調査結果と比較すると、「興味がない」が13.3%から23.7%と最も増加しています。

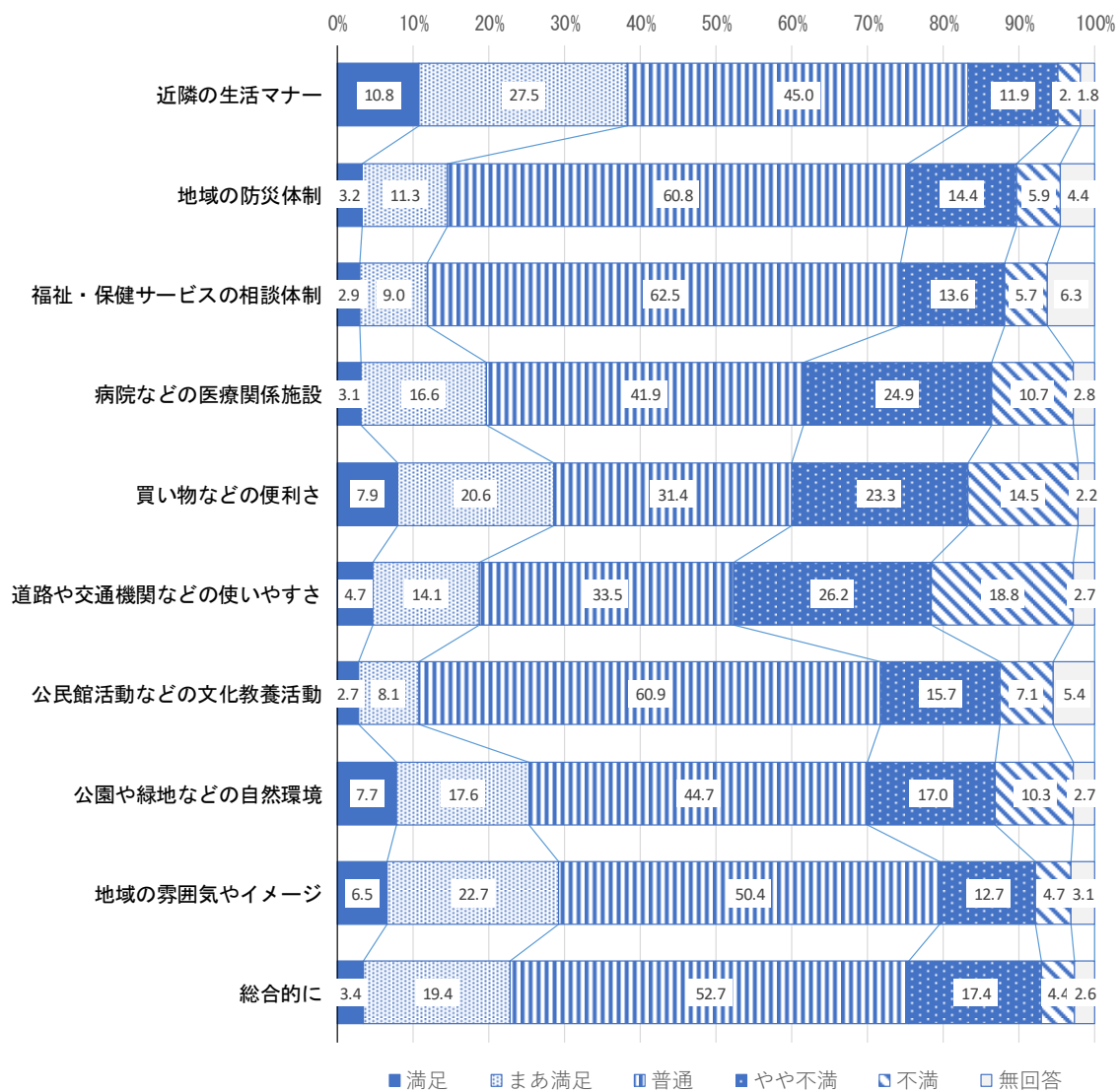


地域活動やボランティア活動、住民同士の支えあいなどを活発にするために重要なことは、「初めての人も参加しやすいきっかけづくりを行う」が60.7%と最も多く、次いで「活動の内容など情報提供を充実する」が42.3%となっています。



## 6. 地域の満足度

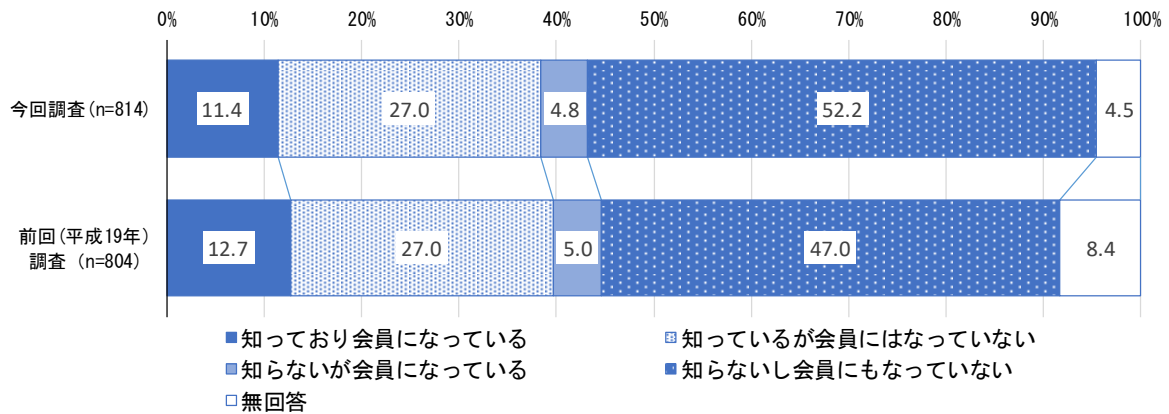
地域の満足度について、すべての項目において「普通」が最も多くなっていますが、『満足』（「満足」＋「まあ満足」）では、「近隣の生活マナー」が38.3%と最も多くなっています。一方、『不満』（「やや不満」＋「不満」）については、「道路や交通機関などの使いやすさ」が45.0%と最も多く、次いで「買い物などの便利さ」が37.8%、「病院などの医療関係施設」が35.6%と続いています。



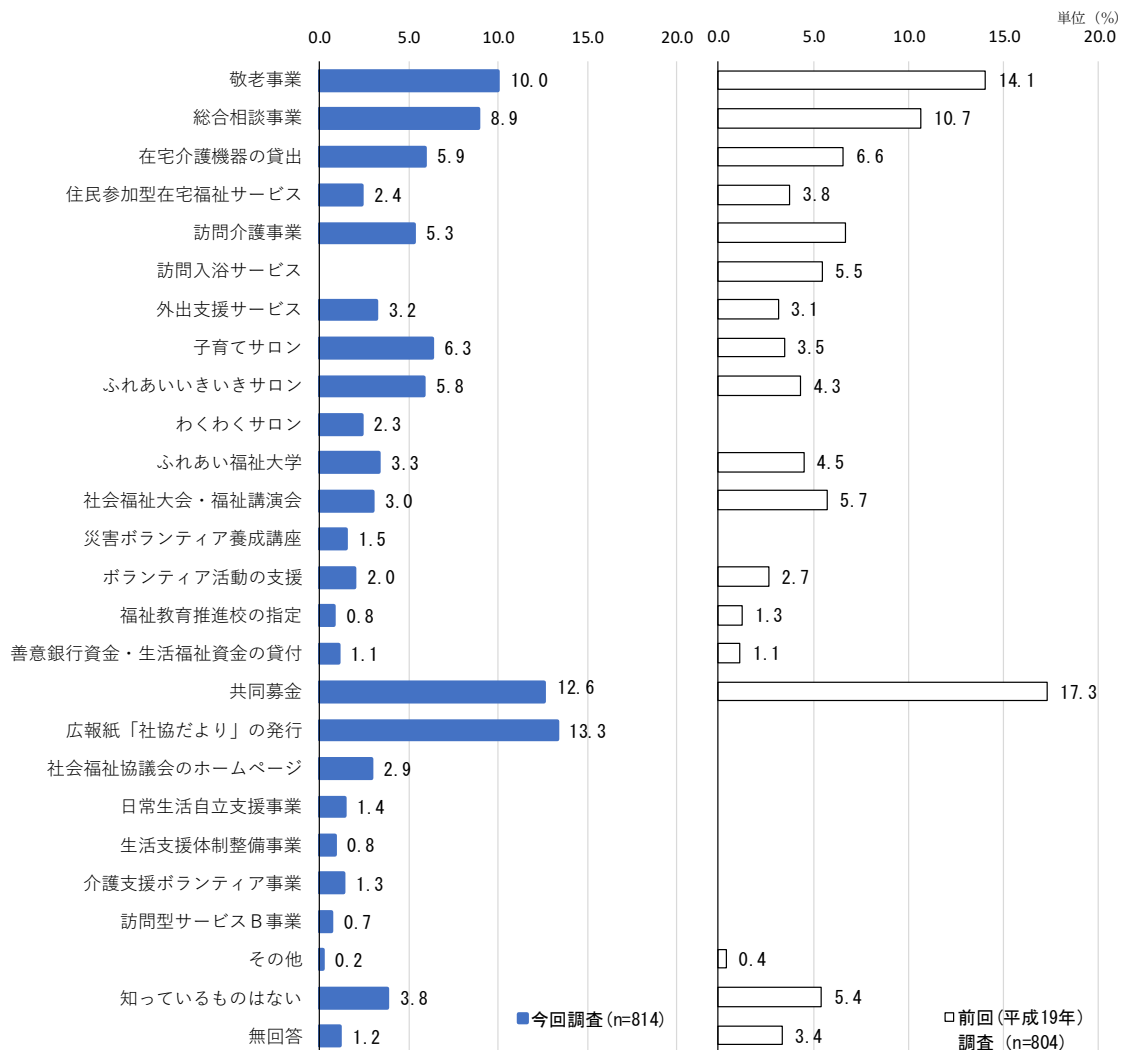
n=814

## 7. 社会福祉協議会について

社会福祉協議会の事業が住民の会費などで運営されていることの認知度については、「知らないし、会員にもなっていない」が52.2%と最も多く、次いで「知っているが、会員になっていない」が27.0%となっています。社会福祉協議会の運営体制について、理解が浸透していないことがわかります。

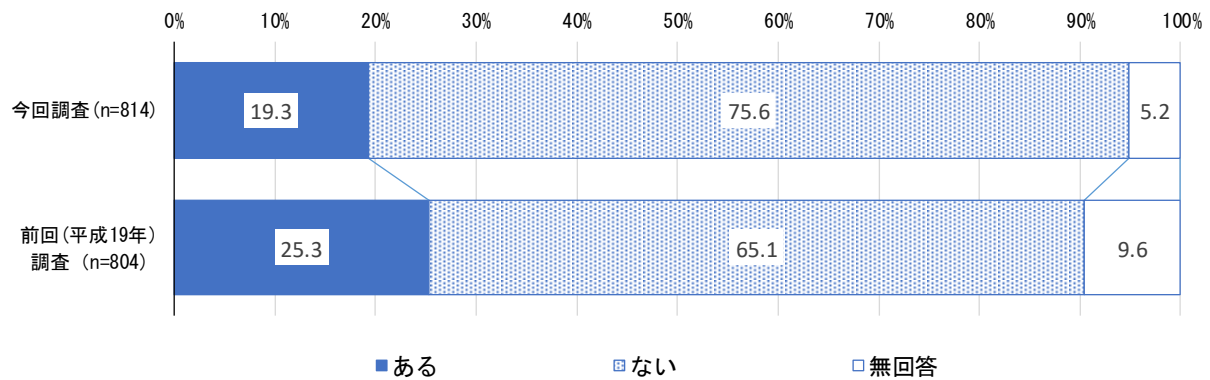


社会福祉協議会の活動の認知度については、「広報紙「社協だより」の発行」が13.3%と最も多く、次いで「共同募金」が12.6%となっています。



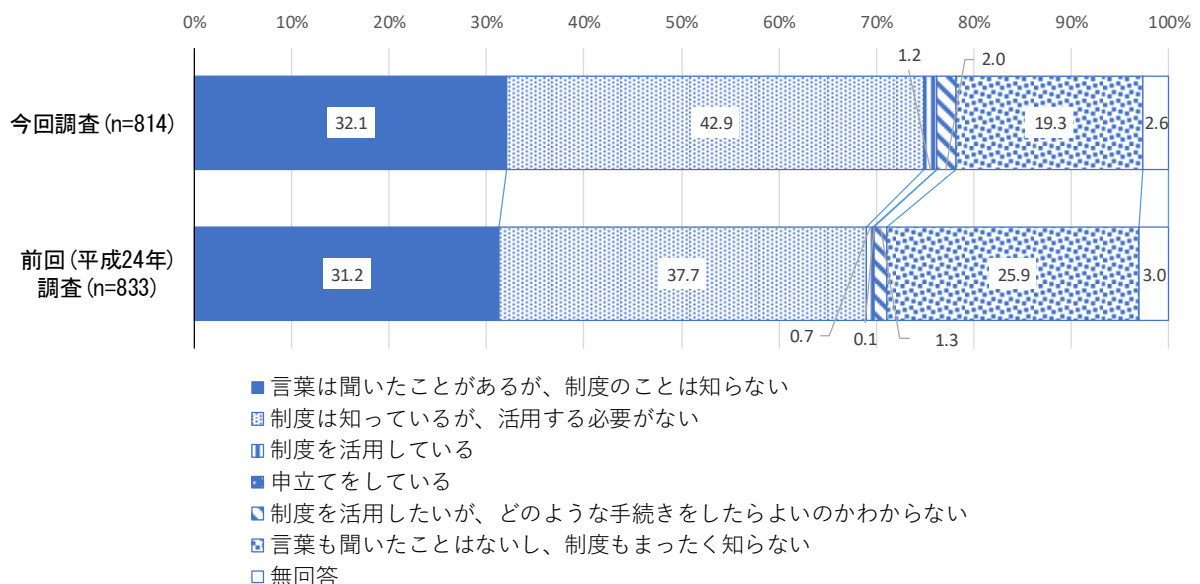
社会福祉協議会が行う事業やサービスを利用したり参加したりしたことがあるかについては、「ない」が75.6%で、「ある」を大幅に上回っています。

前回の調査結果と比較すると、「ない」が10.5ポイント高くなっています。



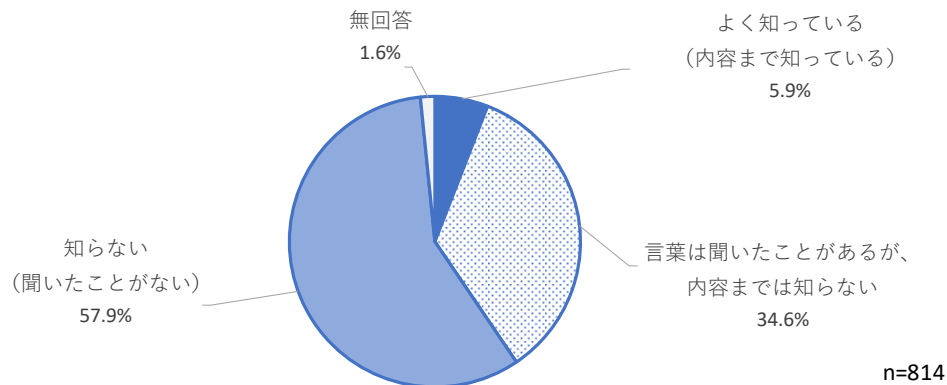
## 8. 成年後見制度について

成年後見制度について知っているかについては、「制度は知っているが、活用する必要がない」が42.9%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が32.1%となっています。前回の調査結果と比較すると、今回は「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」は6.6ポイント下がっています。



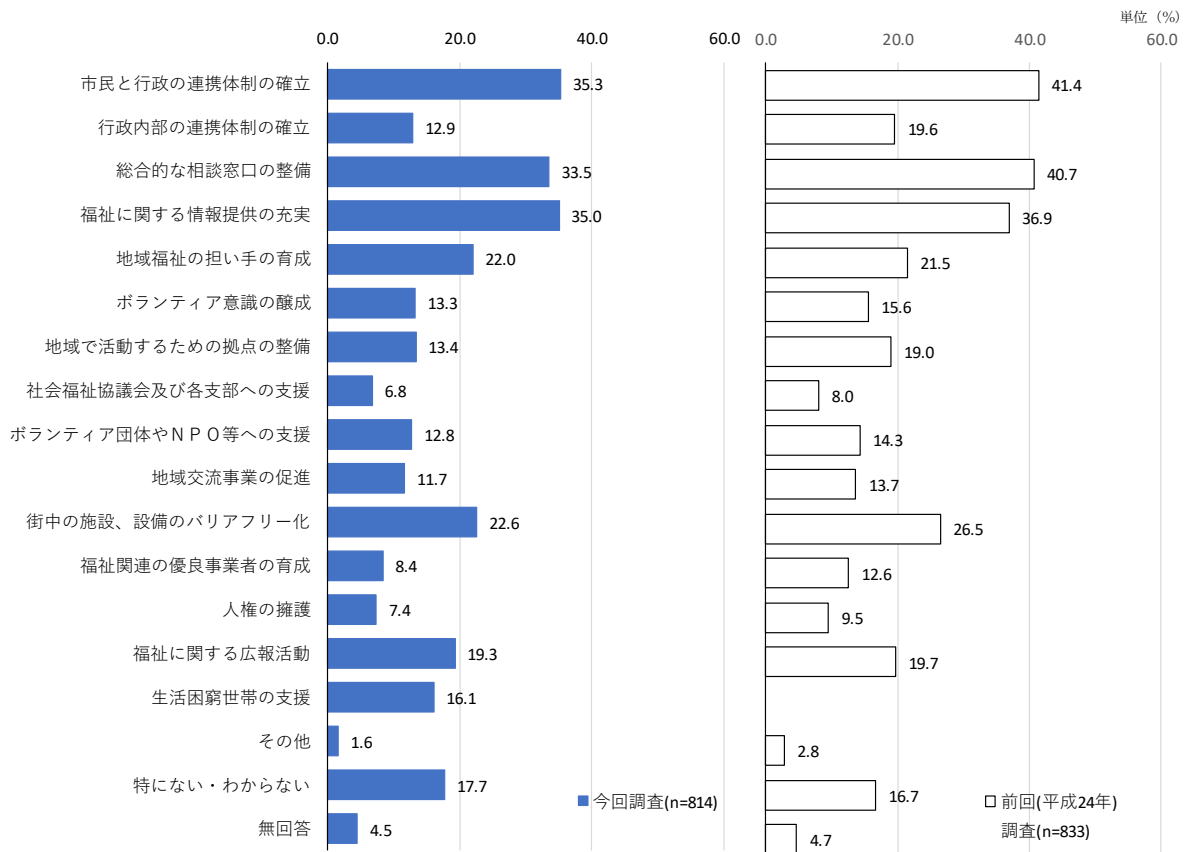
## 9. 障害者差別解消法について

「障害者差別解消法」が平成 28(2016)年 4 月 1 日から施行されたことを知っているかについては、「知らない（聞いたことがない）」が 57.9%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が 34.6%となっています。



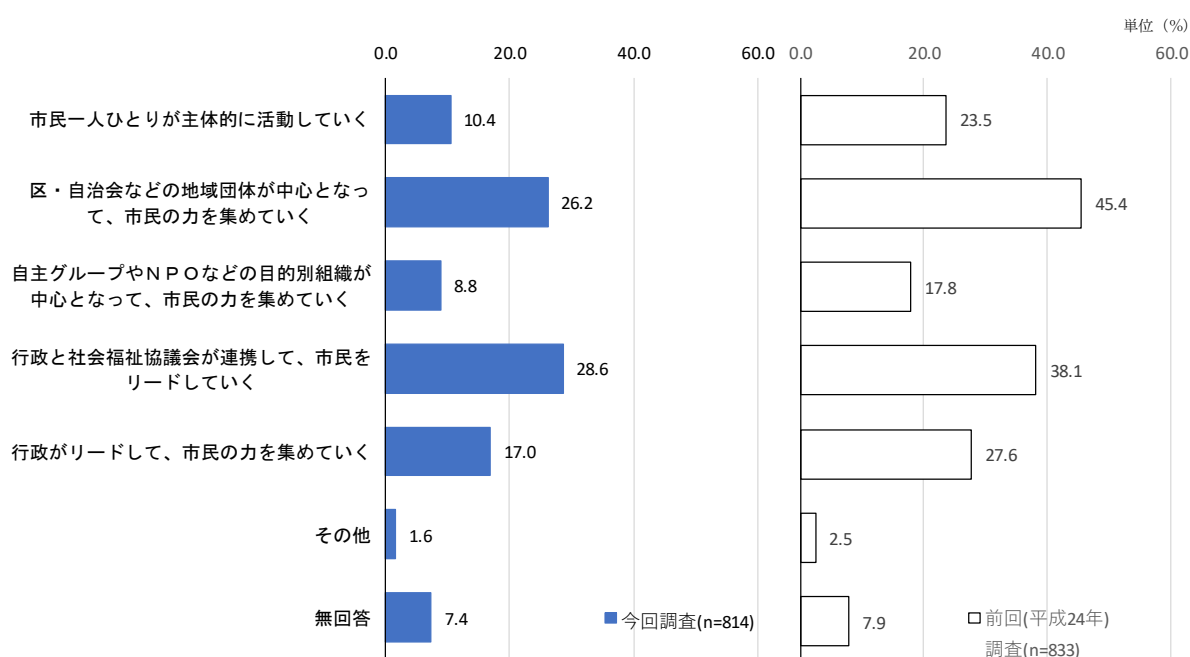
## 10. 地域福祉について

地域福祉を進めていくのに、どのようなことに力を入れるべきと考えるかについては、「市民と行政の連携体制の確立」が 35.3%と最も多く、次いで「福祉に関する情報提供の充実」が 35.0%、「総合的な相談窓口の整備」が 33.5%となっています。上位は前回の調査と同様になっています。



支えあって暮らしやすいまちづくりを進めるために、どのような協働のあり方が望ましいかについては、「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」が28.6%と最も多く、次いで「区・自治会などの地域団体が中心となって市民の力を集めていく」が26.2%となっています。

前回の調査では、「区・自治会などの地域団体が中心となって市民の力を集めていく」が最も多く、次いで「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」でした。



※今回の調査では単一回答で、合計は100%となるが、前回の調査では複数回答となっており、合計は100%を超える

## 第7節 関係機関アンケートの実施について

### (1) 関係機関アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の関係機関の状況を把握するため、アンケート調査を実施し、また、その中からヒアリング調査を実施しました。

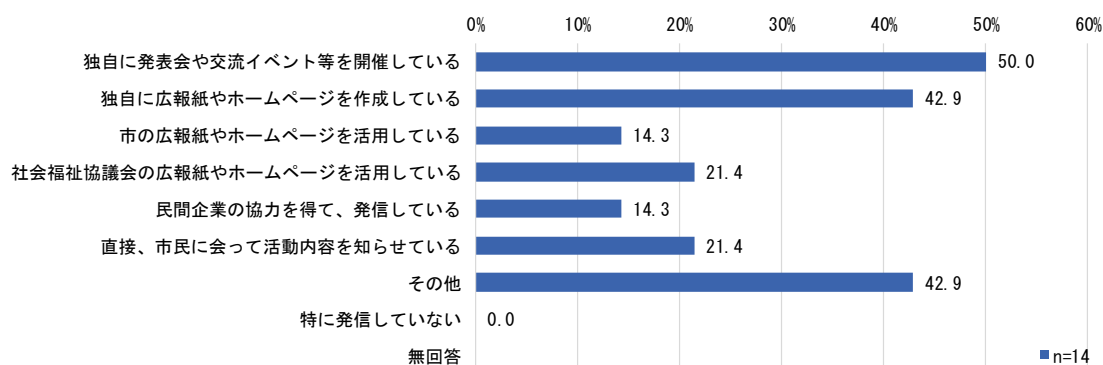
#### ■関係機関一覧

	団体名	区分	ヒアリング
1	くすくすひろば	子育て	
2	南町子ども会		
3	フリー&アフタースクールぬく森くらぶ		○
4	おはなしどんどん		○
5	ゆめの木		
6	いきいきサロン ゆうゆうサロン浜宿	高齢者	
7	市老連弥栄老人クラブ		
8	特定非営利活動法人 大網お助け隊		○
9	一般社団法人大網白里市シルバー人材センター		
10	大網白里市身体障害者福祉会	障がい者	
11	特定非営利活動法人ジョブファーム		○
12	手話サークル 歩み		
13	季美の森南地区防犯パトロール隊	その他	○
14	北飯塚区自主防災部会		

### (2) アンケート調査結果より

#### 1. 情報発信の方法

関係機関の情報発信の方法について、「独自に発表会や交流イベント等を開催している」が50.0%と最も多く、次いで「独自に広報紙やホームページを作成している」が42.9%となっています。



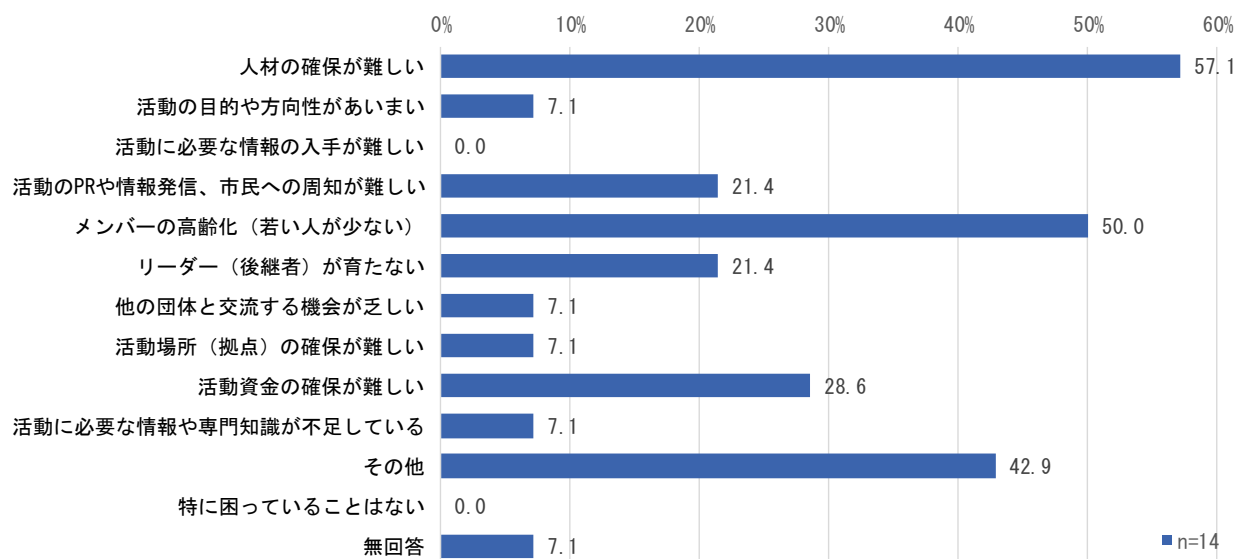
#### 【その他の内容】

- ・連絡事項（イベントのお知らせ）は会員間の回覧板で周知（又は町内会の回覧板）
- ・サロンの連絡会や区の集会等で活動を紹介している
- ・単位老人クラブの役員が勧誘している
- ・会員の口コミ
- ・パンフレット配布、毎日のブログの更新
- ・老人会、地区各自治会等によびかけ
- ・情報を発信しているわけではないが、若い方は口コミやSNSで情報収集している



## 2. 活動や運営の課題

関係機関の活動や運営での課題について、「人材の確保が難しい」が 57.1%と最も多く、次いで「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」が 50.0%となっています。

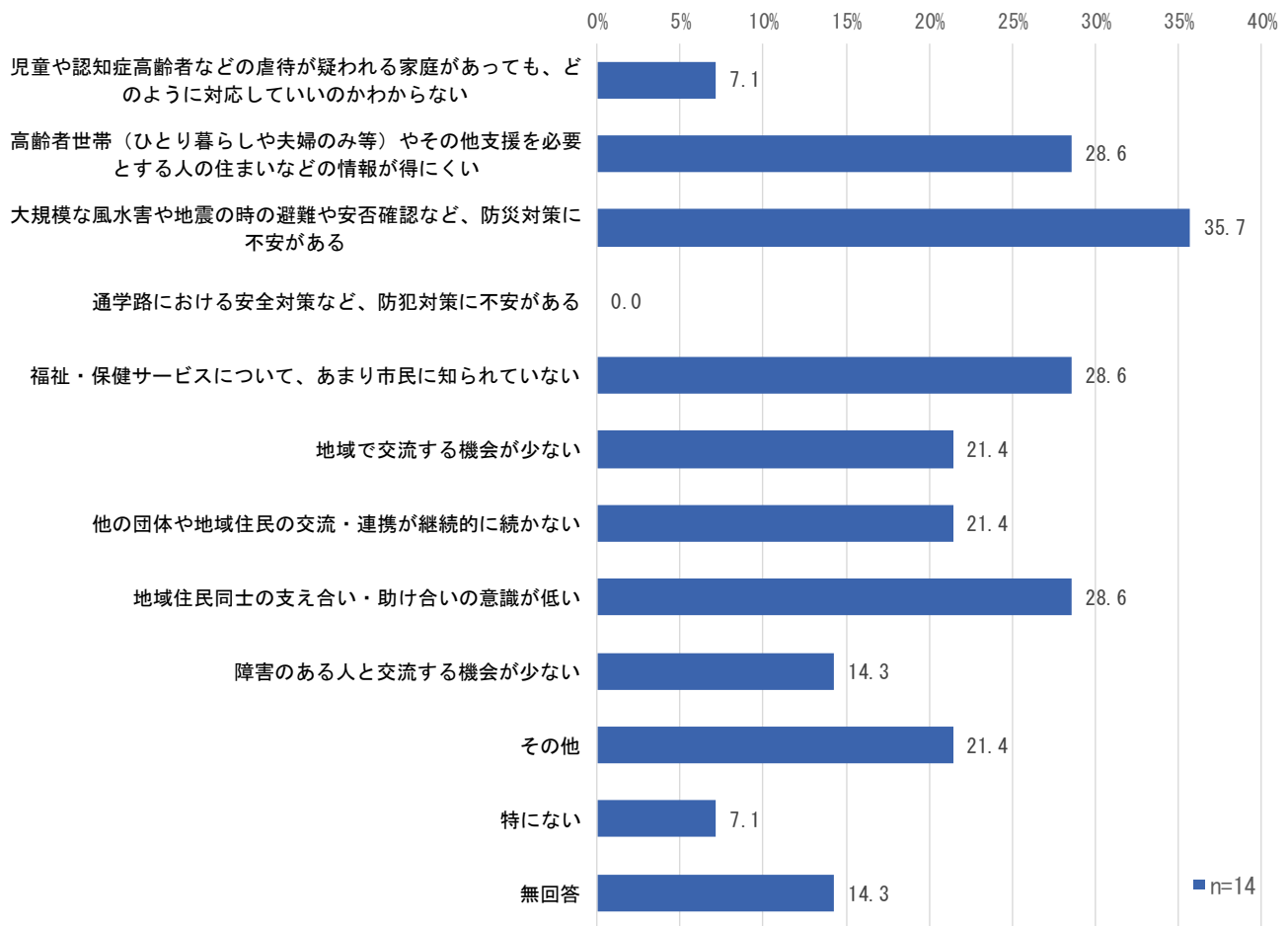


### 【その他の内容】

- ・乳幼児の減少による参加人数や参加する幼児が低年齢化している
- ・子どもの人数（会員数）の減少に伴い、世帯数（保護者）が減り、協力してくれる大人が減っている
- ・一般参加者の減少
- ・若手（60代）の入会者が少ない
- ・会員の減少、新規会員が少ない
- ・経営に関する知識不足（新規の創設事業について）
- ・ボランティアを受けたい利用者は多いが担い手が少ないので対応が限界に近い
- ・ボランティアの担い手の募集に苦勞している
- ・気軽に活動できる訳ではなく、事前の準備と勉強が必要な活動のため、なかなか新しい人が育たない

### 3. 地域の課題として感じていること

関係機関が地域の課題として感じていることについて、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が35.7%と最も多く、次いで「高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦のみ等）やその他支援を必要とする人の住まいなどの情報が得にくい」、「福祉・保健サービスについて、あまり市民に知られていない」、「地域住民同士の支え合い・助け合いの意識が低い」が28.6%となっています。



#### 【その他の内容】

- ・ 児童・生徒の貧困や日常の活動場所等、子どもに関わる事項がほとんど顕在化していない
- ・ 高齢世帯や介助を必要とする方の情報やその連絡のとり方等
- ・ 障がい者で高齢でひとり暮らしの方が数名いる。今後の事が心配です
- ・ 福祉といえば「高齢者」や「障がい者」に集中しており、「子ども」にはあまり目を向けられていないように思える
- ・ 高齢者や障がい者、子どもそれぞれ、当事者しかわからないことが多いと感じる。それらの情報をどのように把握するかが課題

## 第8節 地域福祉座談会の実施について

### (1) 地域福祉座談会の概要

本計画の策定についての周知と、策定に向けての意見交換を目的に、地域福祉座談会を市内5地区で実施しました。5地区の会場では地域福祉に関するさまざまな意見が交わされ、本市における地域福祉上の諸課題や取組みの方向性が議論されました。

	地区	実施場所	日時
1	大網地区	中央公民館	平成29(2017)年12月6日
2	増穂地区	中部コミュニティセンター	12月7日
3	瑞穂地区	中央公民館	12月12日
4	福岡・白里地区	農村環境改善センター	12月13日
5	山辺地区	農村ふれあいセンター	12月14日

### (2) 地域福祉座談会の主な意見

#### 大網地区

主な課題や解決策
課題の全てに共通しているのは、住民の関係の希薄化。
高齢者については、独居老人が多く、緊急時に連絡がつかないなど、支援する側と支援される側の意思疎通が困難。
人材育成については、地域の人や団体がそれぞれ責任を持って考えて取り組むべきである。
地域の安全を不安視する声が多く、その中には空き家の増加も含まれる。
各団体の連携を深めていくのであれば、個人情報同意を取るなどの流れを作ることも一つ。
区長が指揮を取って自治会を活性化し、地域のコミュニティを深められるよう努めるためには、まず区長としての業務の共通認識の必要性がある。
少子高齢化が根底にあり、働き世代が地域に入れられないことから退職の年齢になっても地域に馴染みづらい。
働き世代が地域に入れられないことは、少子化による子ども会の減少や、地域行事の衰退などによる“きっかけ”の減少や、参加意欲の低下、様々なものが関係している。
共通解決策は地域での自助・共助努力と考えられる。
行政からの様々な計画を小地域のネットワークを充実させることにより活かしていくという仕組みづくりがまず重要である。
地区内(近隣)にどのような人が住んでいるかわからないことは、何の手助けをして良いのかわからない、町内会の参加率の低下につながっている。
挨拶が返ってこない、話しながらないなど、地域との関係を遮断している住民側も多数いる。
空き家の問題である。空き家の庭の手入れの問題や火災、防犯の問題、空き地の手入れなどが挙げられた。住民の中でも、他人の所有物としての認識があるため踏み込まず、市の相談場所もよくわからないという不安が多くある。
犬の糞の放置や騒音など、マナーの問題もあり、個人のモラルが問題視されている。
成年後見制度や裁判員制度など様々なところで耳にし、自分の身近で起こる・活用する可能性があるにも関わらず、理解があまりない。情報の周知や知識の提供が、住民の利用促進や選択肢の一つになる。
地域の要望を市に上げるなど、行政との連携。
挨拶などの声かけが挙げられている。また、個人のモラルの向上など、教育の必要性。

## 増穂地区

主な課題や解決策
新たな居住者への対応も課題のひとつ。静かな老後を過ごしたくて越してきたため、（自治会等に）入りたくないという方や、独居老人など家から出てこない方とどのように関係構築を図るべきか、防災の観点からも難しい。
ゴミ出しの場所、出し方という日常の情報から、社協のPR、子育て支援についてなど、幅広い情報の提供を求めている。
個人の自助努力も必要であると考えられ、回覧板や広報紙を見るよう努力することなど、知る（探す）努力の必要性や、元気でいるための健康づくり、町をきれいに保つ・挨拶をすることでの街づくりであるモラルの向上といった個人が行う解決策。
子どもの時からの社会貢献の意識を身につけさせることが横断的な解決策として考えられ、ボランティアの参加や、自治会の役員の担い手、組織への参加意識、地域内の挨拶に至るまで、すべてにおいて必要とされる。
親がやりたくないから子ども会を抜けてしまう、自治会は番番・役員をやりたくない人が多いため抜けてしまう。
高齢者等のサポート団体でも、需要と供給のバランスが取れず、需要ばかりが増えてしまう現状の対処が困難。
高齢者については、まず独居老人を把握することであり、各団体で持っている情報を共有し、漏れがないようにサポートしていくこと。
人材が必要であり、ボランティアの人材教育も必要であるが、何より人材確保の周知法が重要であると考えられ、子ども会においても、社協や青少年団体、ボーイスカウトなど各種団体と協力し、一緒にイベントをしPRすることで、より多くの人に周知できるのではないかと。
事業などが浸透していない。事業として存在はしているが知らないがために利用されていない、住民まで行き届いていない、社協を知らないという問題が挙がってしまう。
生活する上で住民同士が相談をして解決していかなければならないこと、その上で行政に相談することなど、システム化することで円滑に対処することができる。
見守りについても個人と行政また各団体や企業も含めた地域一丸となって進めていく必要がある。
住民同士がどう意識を高めていくかが重要であり、自分が福祉を担う一員という意識を持つ必要がある。
コミュニケーションについても、批判を本人に言わずに、メールやLINEで共有したり、メールやLINEを介して本人に伝えることにより、コミュニケーションが不足し、前に出ることへ嫌悪感を抱かせる一因にもなる。
相手の目を見て話すことなどもあるが、まずは、個々が自ら進んでいくという自助努力が必要である。
リーダーを明確にすること、豊富な人材を活かすためにもネットワークの必要性もある。仕組みに関しては行政へ協力を仰ぎ、後押しをしてもらいたい。

## 瑞穂地区

主な課題や解決策
相談（話の）場については、子どもの子育ての相談窓口や相談の場があっても、中高生向けの子育てや、親自身の相談先がない。
悩む前にどこか憩いの場があれば、未然に解決することができるのではないかと。
情報の不足がある。窓口の周知から制度の周知、イベントの周知など、住民は何かのきっかけを求めている。
交通手段について、救急（病院通い）についての解決策として、病院と行政が連携し、乗り合いのような形で病院に通うことができる制度があればよいのでは。
特に認知症、一人暮らし、家族に見放された高齢者についての通院についての問題や、担い手の不足がある中で、みずほ台にはコミュニティセンターがない。
乗りあい移動の際の事故対応の保険の必要性、加えて、認知症、一人暮らし、家族に見放された高齢者に対しての相談機関・相談窓口の設置、安価な引き受け施設の設置。
担い手の不足や、近所との関係性、高齢者の問題、子ども関連の問題に加え、共通問題として個人の活動が優先してしまうことや意識の問題である。
人数が多いことで分担できていたものが、少人数な上に担当地域が広域化したことで、個人が思う“地域”の範囲を超えてしまっていることから関係も希薄化しているのではないかと。

主な課題や解決策
子どもの教育について社会活動参加意識を子どもの頃から形成するべきだ。子どもの成長の過程でも大きな糧になり、また大人の他団体と一緒に活動することで礼儀を学び、互いに異世代交流を図ることで、つながりを生むことにつながる。
街に残りたい又は戻ってきたいと思えるような街でなければ、貴重な人材は外に流出してしまう。
街に人を戻す・残すためにも、魅力的なまち＝子育て環境が良い、働く場所がある等であることが、共通解決策である。
ボランティアを行うについての課題は、仕事との両立があり、それが担い手の不足の一因だと考えられる。
老人の孤立についても、全ての老人が他の人との接点を望んでいる訳ではないこと、支援が必要と感じている訳ではないという問題もある。
防火・防災については、最終的には個人でしか解決する方法、（いくら声かけをしても最終的には自助努力次第）しかないのではないか。
隣近所に手を差し伸べられるか否かの個人的意識の差で全く違うものになり、その親の姿を子どもは必ず見ているため、親の行動によって子どもがどのような大人になるか左右されるのではないか。
後継者づくり仲間づくり関心を高めるとあるが、これらも全て連動している。

## 福岡・白里地区

主な課題や解決策
白里公民館は階段しかないため、高齢者や身体障がい者の利用が困難である。
市内の障がい者の駐車場を健常者が利用している様子がある。
道路に木や草が伸びてしまい通学が危険。
地域では健康づくりのための運動会の実施等、公民館についてはエレベーターの設置や遊歩道の整備。「遊歩道の整備」をすることで、健康の増進や医療費の削減、コミュニケーションの活性化につながる事ができる。
子育て支援が充実すると、子育て世代が住む大きなきっかけとなり、子どもの医療費の無償化するとは、両親や祖父母が世話をする際の負担軽減されることで、育児の参加の積極性につながる。
農業後継者が不足、新住宅との関わりが少ない、若い人の働く場所がない、道路脇の草が茂っており通れない、買い物難民、等。
福祉避難所の認知度が低いと予想されることから要支援者の情報共有と同時に情報周知していくべき。
歩道を作るのではなく警察と連携し通学路時間帯の車両規制する等の対処ができるのでは。
担い手の不足については、何十年も同じ人がやっている団体もあるため団体としての成長も難しくなる可能性もある。
少子化対策として子ども1人につき祝い金の交付や産業誘致等、市内で暮らしが完結できるまちづくり。
交通については、せつかくあるならまず使うこと、その中でどうしても不便であるなら、乗りあいをする等の個人の解決方法があるのではないか。
防災について、要支援避難者が施設等に移った時の情報の更新や共有不足の改善ということから、個人情報の見直しや情報管理の構築が必要ではないか。
高齢者は免許返上があることから高齢者の足の確保が重要である。
家庭教育の充実と道徳教育については、家庭や地域内、学校での全てで行えるものであり、地域での挨拶をすること1つがこういった教育につながるという意識を持つことが重要である。
早く対応してもらうためにはどうしたら良いかということから市長に要望し、市長により身近な問題として感じてもらうことを促すべき。

山辺地区

主な課題や解決策
高齢者の対応については、独居老人や老老介護の課題があり、日々見回りをしていても、突然何があっ て倒れたのかもわからない。
個人情報の観点からどこまで踏み込んでいいのかわからない。
自身でサークル等に参加し会話を通すことで情報を共有していくという自助努力が必要。
全ての共通課題としてコミュニケーション不足があり、以前に比べできなくなっている。
「まちづくり」の必要性がある。一村一品運動のような知恵とアイデアで魅力を発掘して財源を確保す ることが必要。
後継者不足と人材不足の共通策としては、情報発信によるPRであり、それぞれのイベント等のPRを することで人を集めて興味を持ってもらうこと、加えて団体同士の横のつながりを強化することで課題を 補うような情報交換の場を作る。
事業としての情報周知の必要性和好事例や他地区の状況を情報共有することが解決の一助になる。
地域の活動については、ボランティアの理解が不足していることで、家庭の事情があるのに地域役員に 無理やりさせられたと言われた。
地域奉仕活動が多すぎる。
外出支援については、行政でヘルプカードを作るという意見があり、情報の共有や支援される側の個人 の尊重の観点からも、行政から自助努力の支援の一つとして取り入れてほしい。
個人から行政まですべてにおいてコミュニケーションが重要である。
地域コミュニティの希薄化と地域コミュニティから距離をおきたいという希望があるというアンケート 結果から意識の多様化に対応するべきではないか。
緊急時の連絡先がわからない、それを解決するための緊急キットという市の事業を知らない。
横のつながりを深めるにおいて行政には横断的な窓口の設置があり、子育てにおいては生まれた時から 成長過程において関わる課が異なるため、行政内の横のつながりの強化。

## 第9節 前計画の進捗状況について

本市では、「大網白里市地域福祉計画」に基づいて、さまざまな地域福祉の施策を推進してきました。本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、これまでに推進してきた事業について、計画の進捗状況の把握及び評価を行いました。

### （基本目標1）協働・連携による地域福祉のまち

さまざまな活動や交流の活性化と協働・連携による支えあう地域づくりのため、市民と行政の交流として出前講座の充実や住民協働事業の導入、市民が利用しやすい情報公開の推進を図りました。

また、地域福祉においてさまざまな活動を行っている社会福祉協議会へは、運営の補助や市の広報紙、ホームページによる活動の周知などの支援を通して、社会福祉協議会と行政との連携を密に図ってきました。

### （基本目標2）福祉文化が根づくまち

市民の手で行われているさまざまな地域活動やボランティア活動の支援と人材育成のため、学校教育からの福祉教育をはじめ講座・教室等を開催して、福祉意識の向上を図りました。

また、ボランティア活動を推進するため、市民に向けた市の広報紙、ホームページによる活動の周知や活動の場や福祉拠点の確保を行うとともに、ボランティアの担い手を育成する支援を行いました。

### （基本目標3）適切な支援が届くまち

適切な形で福祉サービスや支援を受けられるよう、福祉基盤サービスの充実を図るため、保育、子育てをはじめ、高齢者、障がい者等の各種福祉サービスの充実を図りました。

また、これらの情報発信及び相談体制の充実を図るため、行政及び関係機関と連携し市民への情報提供に努めました。

### （基本目標4）生涯健康でいきいきと暮らせるまち

生涯にわたり地域の中で健康でいきいきと暮らせるよう、乳幼児・児童から、大人、高齢者まで全世代のこころと体の健康づくりのための取組みや、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の啓発など地域の医療体制の充実に努めました。

### （基本目標5）安全・安心に暮らせるまち

地域で暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、見守り体制や相談体制の充実、権利擁護の推進と共に、災害時や緊急時における災害弱者への支援体制を強化する仕組みづくりを進めました。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、公共交通機関の利便性向上に努め、地域活動しやすいまちづくりを図りました。

## 第10節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ

各種統計データやアンケート調査、座談会の市民意見等から、本市の地域福祉にかかる課題を次のとおりまとめました。

### (1) 地域福祉に関する情報提供や相談支援の充実

高齢化や核家族化、働き方を含めたライフスタイルの多様化に伴い、福祉ニーズも変化しており、それによる福祉サービスなどが多様化、複雑化しています。福祉サービスなどの情報発信に努めているものの、その内容が市民のなかで十分に認知されていないという意見も寄せられています。

地域で支援を必要とする人が、必要な情報を的確に把握することができるようにするとともに、地域福祉に関する様々な相談に対しても円滑に対応し、併せて支援できる仕組みづくりが求められています。

#### <市民アンケート結果より>

- 福祉サービスの情報の入手については、十分できている方の情報入手先としては「市役所の窓口や広報紙」という回答が多い一方で、できていない方が情報発信を希望する先についても「市役所の窓口や広報紙」という意見が多くなっていることから、より多様な機会・手段を活用した情報発信の方法を検討していくことが求められます。また、今後地域福祉を進めていくのに力を入れるべきことについては、「総合的な相談窓口の整備」や「福祉に関する情報提供の充実」が上位に挙げられています。

#### <地域福祉座談会より>

- 地域の活動において様々な事業として存在はしているが、市民が知らないために「利用されていない」「住民まで行き届いていない」「社協を知らない」。
- 情報の不足がある。窓口の周知から制度の周知、イベントの周知など、住民は何かのきっかけを求めている。

### (2) 地域福祉の理解向上

地域の隣人関係が希薄化の方向に徐々に進んでおり、地域や隣人への気遣いや心配りといった意識の変化とともに、地域の活動に取り組む意識にも変化が生じています。

地域のつながりを基本に据えた地域社会づくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域福祉についての関心を持つ必要があります。



### ＜市民アンケート結果より＞

- 日常的な近所のつきあいについては、前回実施したアンケート結果と比べ、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が下がっており、「あいさつを交わす程度」が多くなっています。また、ほとんど付き合わないと答えた方の多くが「あまり関わりを持ちたくないから」と回答しています。

### ＜地域福祉座談会より＞

- 地域の活動について、個人の活動が優先してしまうことや個人が思う地域の「範囲」を超えているため、近所との関係も希薄化しているのではないかと。
- 隣近所に手を差し伸べられるか否かは個人の意識の差で全く違うものになる。

## （３）市民や地域福祉関係機関との連携

区や自治会、社会福祉協議会などさまざまな地域福祉関係団体が地域福祉の活動を担っていますが、その活動内容は十分には浸透しておらず、担い手の不足も課題になっています。地域福祉は、公的サービスを充実するだけでは十分な福祉ニーズを満たせません。市民や関係団体が一体となって、身近な人の見守りや手助けといった活動を地域ぐるみで行っていくことが重要です。

こうした身近な地域のなかでの支えあいの仕組みづくりを進めるためには、社会福祉協議会等の地域福祉関係団体の活動内容を積極的に普及することと併せ、活動への参加者を確保していくためには、まずは、自分のできるところから一歩ずつ始められるよう、市民が気軽に参加することができる創意工夫ある啓発の取組みが必要です。

### ＜市民アンケート結果より＞

- 今までに地域で支援してもらったことがあるかについては、「支援をしてもらったことがない」が75.1%で突出して高くなっています。
- 地域で支援してもらったことがある内容については、「安否確認の声かけをもらった」、「子育て、介護など相談にのってもらった」が多くなっています。
- 地域福祉を進めていくのにどのようなことに力をいれるべきかについて「市民と行政の連携体制の確立」が最も多くなっています。

### ＜地域福祉座談会より＞

- 担い手に関しては、自治会の役員の担い手が不足していることに加えて、地域福祉活動団体に関しても担い手が不足している。

## (4) ボランティア活動の促進

ボランティア活動は地域福祉を進めるうえで重要ですが、高齢化や核家族化が進むなか、ボランティアに対する意識に変化が生じており、関心が低下している傾向にあります。

今後は、ボランティアへの参加を促すとともに、ボランティア活動が地域の中で活発に行われるよう、具体的な支援を効果的に行う体制づくりが必要になっています。

### <市民アンケート結果より>

- 地域活動・ボランティア活動・支援活動への参加については、「現在も参加している」が20.8%、「以前参加したことがあるが現在は参加していない」が13.1%、「関心はあるが参加したことはない」が36.9%と、何等かの形でボランティア等に関わっているか、関わる意思を持つ人が多い一方、「関心もないし参加したこともない」が23.0%となっています。

### <地域福祉座談会より>

- ボランティアを行うことについて、「仕事との両立」があり、それが担い手不足の一因と考えられる。
- 地域の活動については、「ボランティアの理解」が不足していることによって「地域役員に無理やりさせられてしまう」という意見や「地域奉仕活動が多すぎる」につながると考えられる。
- 子どもの頃からのボランティア教育をすることで、ボランティアの意識が醸成され、担い手の育成になるのではないかと。

## (5) 地域ぐるみの安全・安心の確保

高齢化に伴うひとり暮らし高齢者の増加や、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、さらに、先の東日本大震災の経験から、防犯、防災による安全で安心なまちづくりへの関心が高まっています。また、犯罪の抑止や虐待防止等においても、日頃からの地域ぐるみの取組みが重要です。

今後は、地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の一層の充実を図るとともに、災害時に避難行動要支援者を確実に助けることができる体制づくりを構築していく必要があります。

### ＜市民・団体アンケート結果より＞

- 市民アンケート結果では、身近な地域で地域住民が取り組むべき課題や問題については「防犯や防災等地域の安全を守ること」の割合が最も高くなっています。また、団体アンケートにおいても 地域の課題として感じていることとして「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が最も多くなっています。

### ＜地域福祉座談会より＞

- 避難行動要支援者が施設等に移った時の情報について、その共有に限界があることから、「個人情報取り扱いの見直し」や「情報管理の構築」が必要。
- 「福祉避難所」の認知度は低いと思われる。避難行動要支援者の情報共有と同時に情報周知していくべき
- 「緊急時の連絡先がわからない」、それを解決するための「緊急キットという市の事業を知らない」、新聞購読の減少による「情報の欠落」や「情報の不足」と「横のつながりの不足」
- 「防火・防災」については、最終的には個人で解決する努力が必要。

## （6）適切な支援の提供

今後、高齢化や少子化が進むなか、育児と介護が同時に必要なダブルケアやひきこもりの長期化などにより本人と親が高齢化し孤立する 8050 問題等、世帯の中で課題が複合化・複雑化することが予測されます。また、従来の制度の枠では十分なサービスを受けられないケースも増えてきていることから、多様な福祉ニーズの把握とともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスの充実を図る必要があります。

### ＜市民・団体アンケート結果より＞

- 福祉・保健サービスや相談体制の満足度について、半数以上が「普通」ですが、『満足（「満足」＋「まあ満足」）』と『不満（「やや不満」＋「不満」）』を比べると、『不満』が多くなっています。

### ＜地域福祉座談会より＞

- 子育てにおいては生まれた時から成長過程において関わる課が異なるため、行政内の横のつながりの強化が必要。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 第1節 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題及びこれまでの地域福祉分野における取組み、そして地域共生社会の考え方を基本的な視点として踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる  
“あい” にあふれるまち  
～ 踏み出す一歩が 地域をかえる ～

平成 28(2016)年 4月に策定された「大網白里市第5次総合計画後期基本計画」においても、地域福祉の推進には、住民同士のつながりや連携による助けあいが重要であるとしており、住民や地域福祉関係機関など、あらゆる分野において連携と協働のなかで、地域の課題を解決できる仕組みを構築していくことが重要です。

基本理念には次の意味が込められています。

「ふれあい」・・・以前には、ごく当たり前のように盛んに行われていた近所づきあいや住民同士の交流を再び活発なものにする。

「支えあい」・・・すべての人にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、行政や福祉関係者による各種福祉サービスの提供を含めた、公助共助のあらゆる取組みを推進する。

「助けあい」・・・住民同士のつながりや連携、福祉関係団体の活動を通して、人と人がやさしい心で助けあえる地域社会の実現をめざす。

そして、「“あい” にあふれるまち」の“あい”は、3つの「あい」と「愛」をかけており、「ふれあい」「支えあい」「助けあい」に限らず、「認めあい」や「励ましあい」「出会い」「となりづきあい」「わきあいあい」など様々な形の“あい”の行動が、人と人を結ぶ架け橋として醸成しながら進化し、「愛」が育まれた地域社会を構築する原動力になるものと考えられることから、基本理念としました。

## 第2節 計画の基本目標

本計画では、3つの柱(基本目標)を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

### <基本目標1>

#### 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

- サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

### <基本目標2>

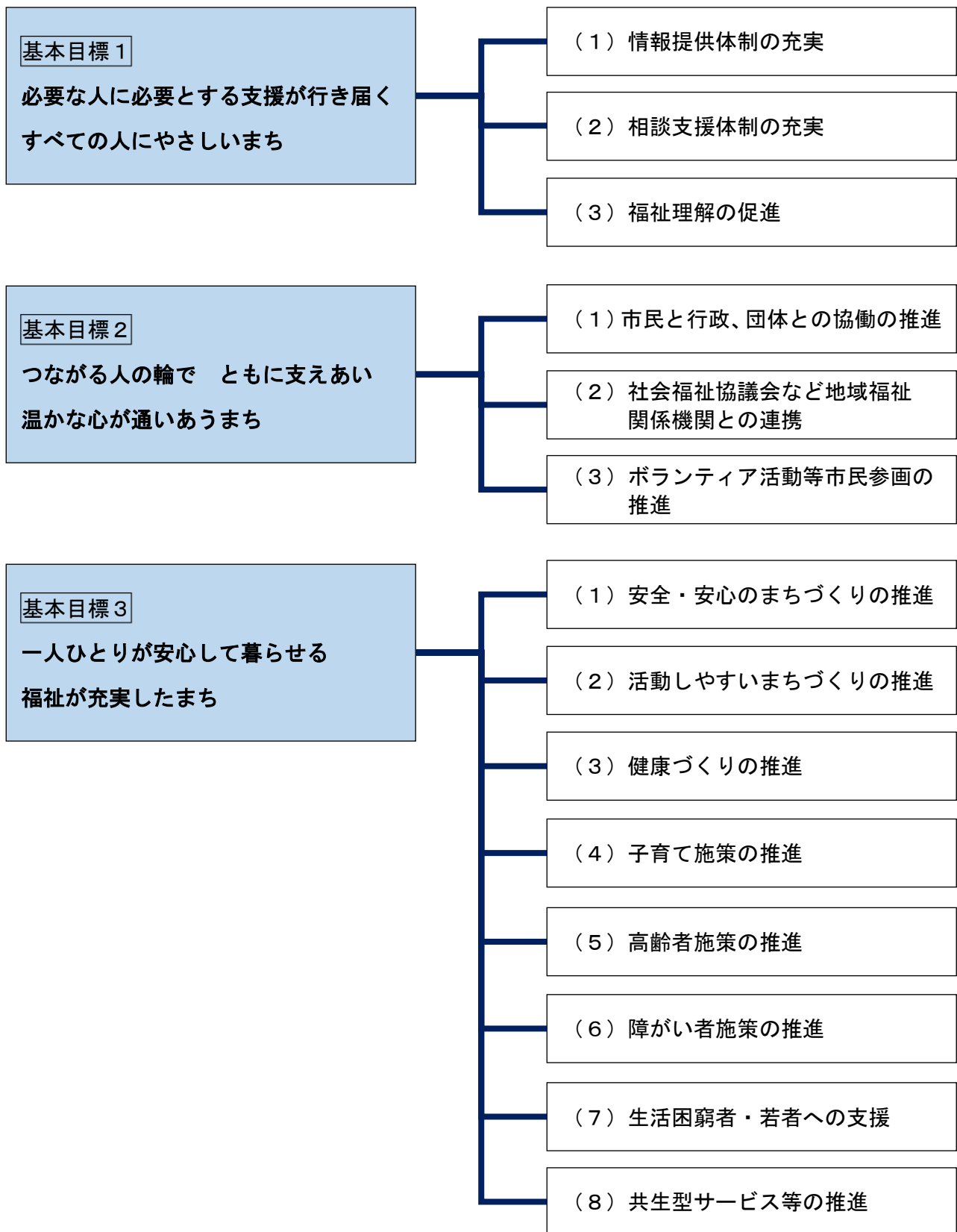
#### つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

### <基本目標3>

#### 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- 防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- 福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。



### 第3節 地域共生社会について

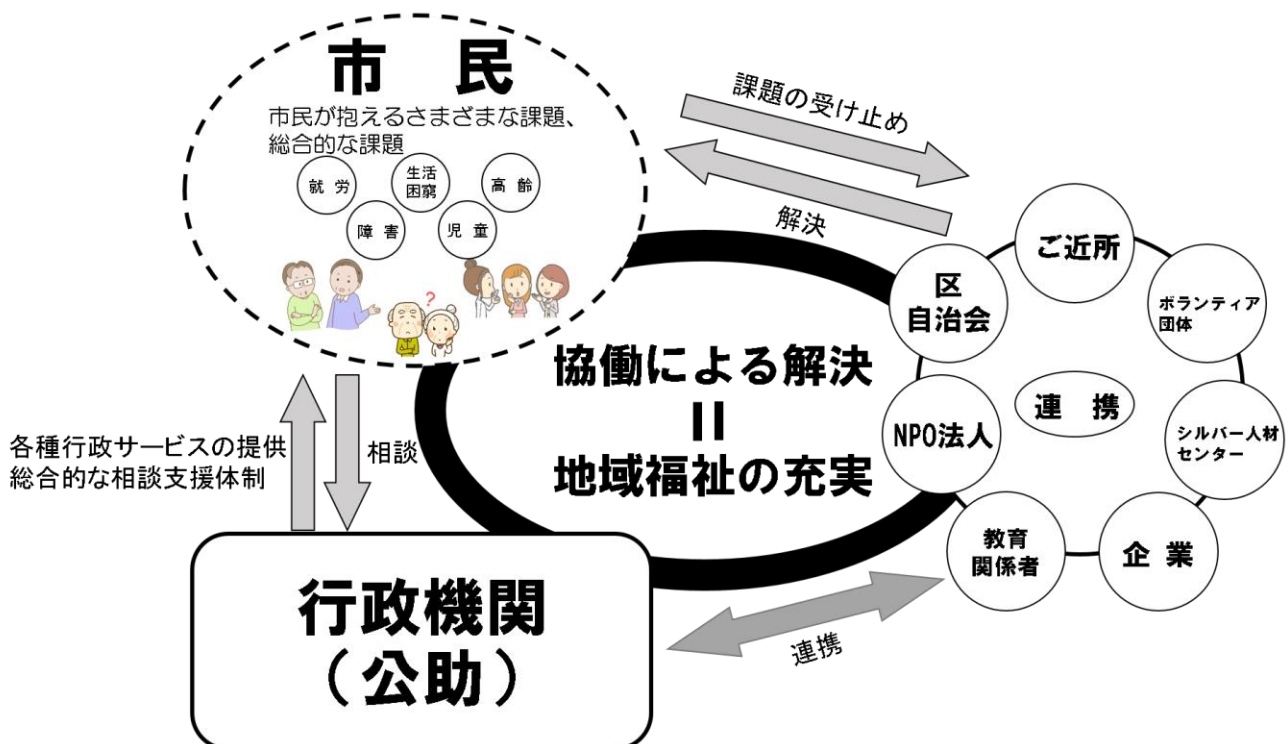
かつて地域では、相互扶助や家族同士の助けあいなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。しかし、社会の様々な変化により、地域や家庭の役割の一部を代替する必要性から、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに、社会保障制度の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

現在、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場での支えあいやつながりが弱まっています。また、人口減少により、地域社会では、経済活動の担い手の減少を招いており、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。

地域社会の存続への危機感が高まるなか、社会保障や産業などの領域を超えて多様な主体がつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。さらに、対象者別に整備された公的サービスについても、様々な分野の課題が複雑化していることや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、市民はもちろん地域の様々な主体が地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

#### ■「地域共生社会」のイメージ



## 第4章 具体的な取組み

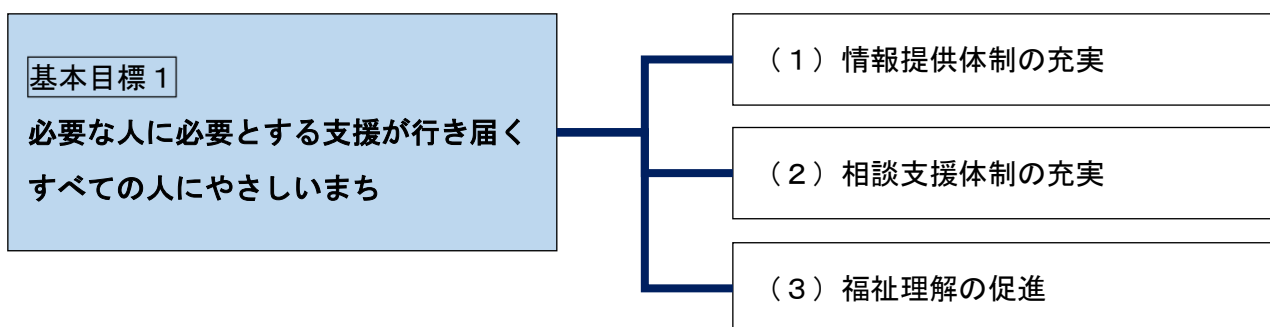
### 基本目標 1

必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

#### ◆ 基本目標の考え方

- サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

#### ◆ 施策体系





## (1) 情報提供体制の充実

### 【現状と課題】

- 地域福祉に関する情報の提供に努めていますが、支援が必要な世帯や個人へ情報が十分行き届いていないという実態があります。
- 地域福祉に携わる団体等の活動についても、市民の方への周知が行き届いていません。

### 【施策の方向】

- 年齢や障がいの有無等に関わらず支援を必要としている人がほしい情報を的確に得ることができるように、市民一人ひとりの個人情報の適切な管理を踏まえた情報提供体制を充実するとともに、地域福祉活動の情報の更なる周知を推進します。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 市や関係団体等からの各種必要な情報を積極的に入手するよう努めましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 市民や地域に、活動の情報を積極的に提供するよう努めましょう。
- 行政、関係機関、団体間で情報交換、連携し、情報提供体制の構築に努めましょう。

## <市が取り組むこと>



① 情報提供体制の充実	
<p>利用者の誰もが福祉関連情報をより簡単に取得できるよう、各種福祉制度・福祉サービスの内容をわかりやすく解説・掲載したハンドブックなどを適宜作成・発行するとともに、市の広報紙やホームページなどあらゆる広報媒体を活用し、福祉関連情報をきめ細かく提供する体制づくりに努めます。</p> <p>障がいの種類や程度にかかわらず、だれでも手軽に的確な情報が得られるよう、適切な情報提供手段の検討や情報・意思疎通の支援を行います。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
② 個人情報の保護と適切な管理・運用	
<p>個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な管理を行うとともに、マイナンバー制度に基づく特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう管理を徹底します。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
③ 地域福祉活動の周知	
<p>社会福祉協議会など地域福祉関係団体と連携を密に行い、団体による情報発信に併せ、市としても、広報紙やホームページをはじめ、各種広報媒体を通じて、地域福祉の活動を情報発信し、その周知に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>

## (2) 相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

- 本市では各課において相談窓口を設けており、相談内容に応じ、関係機関・相談機関の相談などの連携を図っていますが、相談内容が多様化し多岐にわたるため、困った時にいつでも気軽に相談できるよう、適切な相談体制の構築が求められています。

### 【施策の方向】

- 市の関係部署をはじめ、区や自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会など、既存の地域福祉関係者の連携を進め、さまざまな生活課題について、市民がいつでも気軽に相談でき、適切な支援が受けられるよう、地域全体で市民生活を支える仕組みづくりを進めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 困ったときは、ひとりで悩まず、さまざまな相談機関を活用しましょう。
- 困っている人がいたら、適切な相談機関を紹介してあげましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 各種制度等について最新の情報収集に努めながら、相談体制の充実を図りましょう。
- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るよう努めましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 相談機関の連携及び適切な相談体制の確保</b>	
<p>庁内関係部署、社会福祉協議会、関係団体、サービス提供事業者等との間の情報交換・連携を一層進め、コーディネート機能を強化し、利用者の立場に立った相談体制の質的向上を図ります。</p> <p>併せて、定例的な会議を開くなど情報共有に努め、より一層の連携を図り、適切な相談体制の確保に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
<b>② 各相談機関の周知</b>	
<p>庁内の各相談窓口に加え、福祉の総合相談窓口を24時間365日体制で行っている中核地域生活支援センターを含め、各種相談機関の窓口の周知に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
<b>③ 包括的相談支援体制の構築</b>	
<p>個々の状況に応じて、必要な支援を的確かつ包括的に支援する地域包括ケアシステムの機能強化を進めるとともに、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代も含め、生活上の困難を抱える方を幅広く対象とする包括的な支援体制の構築に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</p>

## （３）福祉理解の促進

### 【現状と課題】

- 地域福祉を推進するためには、まずは市民が福祉についての理解を深めることが大切です。地域における人間関係の希薄化が徐々に進んでいるなか、市民一人ひとりが福祉に理解を持ち、普段から支えあうことのできる環境を作ることが重要です。
- 福祉において、誰もが互いに理解し尊重することが不可欠です。認知症高齢者や障がい者など社会的弱者への理解を広げるとともに、その権利擁護を図る必要があります。

### 【施策の方向】

- 子どもの頃から福祉教育を進めるとともに、関係機関と連携し、障がいや認知症高齢者の理解を含めた心のバリアフリーの推進に努めます。
- 誰もが尊厳のある暮らしが保障されるよう、あらゆる差別や、高齢者虐待等の解消のため、権利擁護の推進に努めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 地域の人たちとあいさつを交わし、地域のつながりを深めましょう。
- 認知症や障がいについての正しい理解に努めましょう。
- 地域行事等に積極的に参加しましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- ひとり暮らし高齢者や障がい者、育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、思いやりを持って、日頃からの交流・支援に努めましょう。
- 地域福祉の理解や生活課題の解決につながる講座や講習を充実しましょう。
- 市や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子どもの権利侵害の防止に努めましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 福祉教育の推進</b>	
市民が障がいを正しく理解し、障がいの有無に関わらずお互いを尊重しあう意識を持てるよう、学校教育や社会教育を通じた学習機会の提供や知識の普及に努めます。	所 管 管理課 生涯学習課
<b>② あらゆる差別の解消</b>	
障害者差別解消法の趣旨について周知し、誰もが地域活動に参加でき、生活しやすいまちづくりに取り組みます。	所 管 社会福祉課
<b>③ 人権についての啓発促進</b>	
人権擁護委員や関係機関と連携し、子どもや高齢者、障がい者の人権問題に関する啓発活動を進めます。	所 管 地域づくり課
<b>④ 認知症の理解促進及び成年後見制度利用支援事業の充実</b>	
<p>地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、関係機関、市民等が連携し、認知症サポーター養成講座などを実施し、特に若年層へ、認知症についての理解を深め、認知症高齢者を社会全体で温かく見守る取組みを推進します。</p> <p>成年後見制度と、成年後見制度を利用するための支援事業について周知し、市民の利用を促進します。</p>	所 管 社会福祉課 高齢者支援課

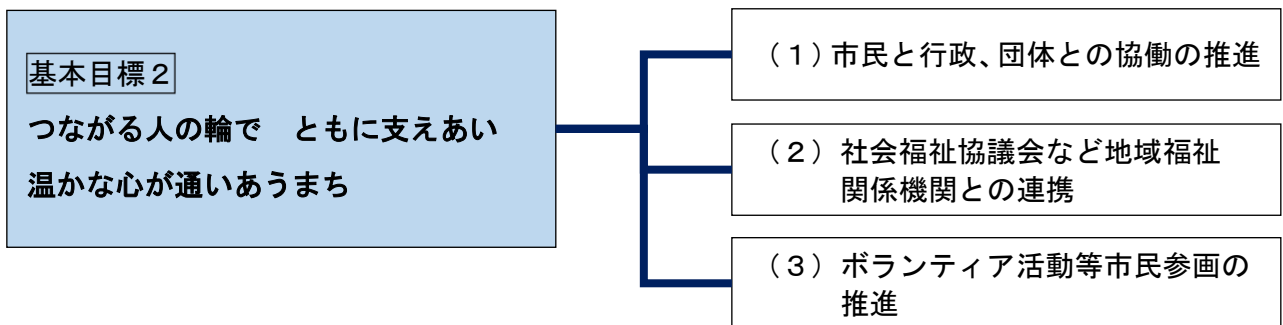
## 基本目標 2

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

### ◆ 基本目標の考え方

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、ともに支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

### ◆ 施策体系



## (1) 市民と行政、団体との協働の推進

### 【現状と課題】

- 市民が主体となった地域福祉を推進するためには、日頃から市民の生活課題やニーズを把握し、福祉行政に反映することが必要です。そのためにも、市民と行政、団体の円滑な意思疎通を図るため、情報・意見交換の機会を確保することが求められています。

### 【施策の方向】

- 市民と行政との協働・連携体制の充実に向けて、情報共有・意見交換の機会を確保し、市民が参加しやすい環境の整備を図ります。
- 市民活動支援センターを設置し、地域の活動への市民参画を支援します。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 地域の活動や市との協働事業に積極的に参加しましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 市民との協働による地域福祉活動を推進しましょう。
- 情報交換・連携に努めましょう。



## <市が取り組むこと>



<b>① 市民意見の反映</b>	
各種の行政計画の策定において、市民の意識を把握するためのアンケート調査、策定会議等への市民参画やパブリックコメントの実施により、市民の意見の反映に努めます。	所 管 各課
<b>② 市の施策、事業の理解促進</b>	
市の施策や事業について、職員が地域に出向いて説明を行う出前講座の充実を図ります。	所 管 地域づくり課
<b>③ 広聴活動の充実</b>	
「市長への手紙」など、引き続き、市民からの要望やニーズを把握し、市政への反映に努めます。	所 管 秘書広報課
<b>④ 市民と行政の協働事業の推進</b>	
住民協働事業の提案増加に向けて事業の周知に取り組み、市民・市民活動団体、事業者、大学、行政などのあらゆる主体が協働で行う事業の充実を図ります。	所 管 地域づくり課
<b>⑤ 市民活動支援センターの設置</b>	
市民活動支援センターを設置し、市民活動団体やボランティア活動に関心のある方などに対し、市民活動に関する様々な情報の提供及び活動方法の助言などの支援を行います。	所 管 地域づくり課

## (2) 社会福祉協議会など地域福祉関係機関との連携

### 【現状と課題】

- 社会福祉協議会などの地域福祉関係機関は、日頃から地域の生活課題やニーズを把握しながら、多様な福祉活動を展開しています。今後、更に地域福祉が進展したまちづくりを実現していくためには、社会福祉協議会、民生委員児童委員、区・自治会、NPOなど、市内のあらゆる活動主体がそれぞれの役割を果たしつつ、目的に応じて協働・連携して取り組むことが重要です。
- 地域福祉に関する情報の周知と併せ、組織間の情報共有を充実させるためにも、地域福祉関係機関への支援を含めた連携の強化が必要です。

### 【施策の方向】

- 市民主体の地域福祉の推進に向けて、社会福祉協議会と市がそれぞれの役割分担のもと、連携の強化を図ります。
- 地域福祉関係機関の活動の周知や支援などを行い、連携の強化を図ります。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 社会福祉協議会など地域で活動する団体のことに興味を持ちましょう。
- 社会福祉協議会やその他地域の活動、行事等に積極的に参加しましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 他の地域福祉関係機関や市との情報交換、連携に努め、活動成果の共有を図るなど地域福祉の推進組織として、地域に根ざした活動に取り組みましょう。

## <市が取り組むこと>



① 社会福祉協議会との連携	
<p>社会福祉協議会が、活発で有意義な地域福祉活動を展開できるよう、財政的な支援を継続して行うとともに、緊密な連携のもと、市民主体による地域の実情に沿った地域ぐるみの地域福祉活動の展開を図ります。</p> <p>なお、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、理念、基本目標、施策体系を共有したうえで、相互に連携を強化しながら、その着実な実践をめざします。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
② 民生委員児童委員の活動の支援	
<p>関係機関等と連携し、民生委員児童委員へのさまざまな情報提供、地域福祉等に係る学習機会の提供、委員同士との交流機会の確保など、民生委員児童委員の活動支援の強化を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
③ 区・自治会等の活動への支援	
<p>必要に応じて、自主防災組織の結成など組織体制や運営に関する助言等を行うとともに、新たに転入された方々に対して、区・自治会等の活動についての情報提供を行い、加入促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>安全対策課 地域づくり課</p>
④ 地域における各種団体の活動への支援と連携	
<p>地域で活動する団体の支援を図るとともに、各団体間との連携を推進します。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>

### (3) ボランティア活動等市民参画の推進

#### 【現状と課題】

- 本市でも、さまざまな分野でのボランティア活動が行われ、地域福祉の充実に貢献しています。しかし、興味はあっても、きっかけがなくて参加できない、どのような活動が行われているのかわからないといった人も少なくありません。市民への情報提供や相談などの一元化、活動に参加しやすい機会の創出などの、ボランティア活動推進体制づくりが必要です。
- また、ボランティア活動の担い手が高齢化により不足しており、ボランティア団体の支援と共に、ボランティア活動を支える人材の確保と育成が急がれます。

#### 【施策の方向】

- 市の広報紙やホームページなどで、ボランティア活動に関する情報提供を行い、地域のボランティア活動の周知と市民の参加促進を図ります。
- ボランティア活動等の担い手となる福祉人材の確保と育成に努めます。

#### 【主な取組み】

##### <市民が取り組むこと>



- ボランティア活動について興味を持ち、活動について理解しましょう。
- 持っている様々な知識や技能、資格等を生かして、地域の活動に参加しましょう。
- ボランティア活動について地域の人たちへ広めましょう。

##### <地域や団体等が取り組むこと>



- 各団体の活動について情報発信に努めましょう。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組み、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の改善に取り組みましょう。
- 企業に勤めている方も地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① ボランティア活動の把握と情報の一元化及び周知等</b>	
庁内関係部署、社会福祉協議会が連携し、市内のボランティア活動の把握、相談、情報提供の一元化と周知のために市民が活動の情報を得やすい広報等の工夫に努めます。	所 管 地域づくり課 社会福祉課
<b>② ボランティア活動機会の充実</b>	
社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等と連携し、ボランティア活動や団体に関する情報を収集し、市民に提供します。 また、ボランティア活動の体験機会を確保し、活動への参加促進を図ります。	所 管 地域づくり課 社会福祉課 生涯学習課
<b>③ 福祉人材の育成</b>	
社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体が主催する人材育成の事業について、市民への周知や運営協力などの協働した取組みを通して、効果的に人材育成が進むよう支援します。 また、市内の民間企業等の事業所との連携を図り、高齢者の見守りなど、企業活動のなかで実施可能な地域福祉活動への取組みの協力について働きかけを行います。	所 管 社会福祉課 商工観光課
<b>④ NPO活動の支援</b>	
市内のNPO活動の実態把握に努めるとともに、NPOを地域福祉を担う貴重な地域活動団体として位置づけ、市民活動支援センターを通し、必要な支援策を検討します。	所 管 地域づくり課

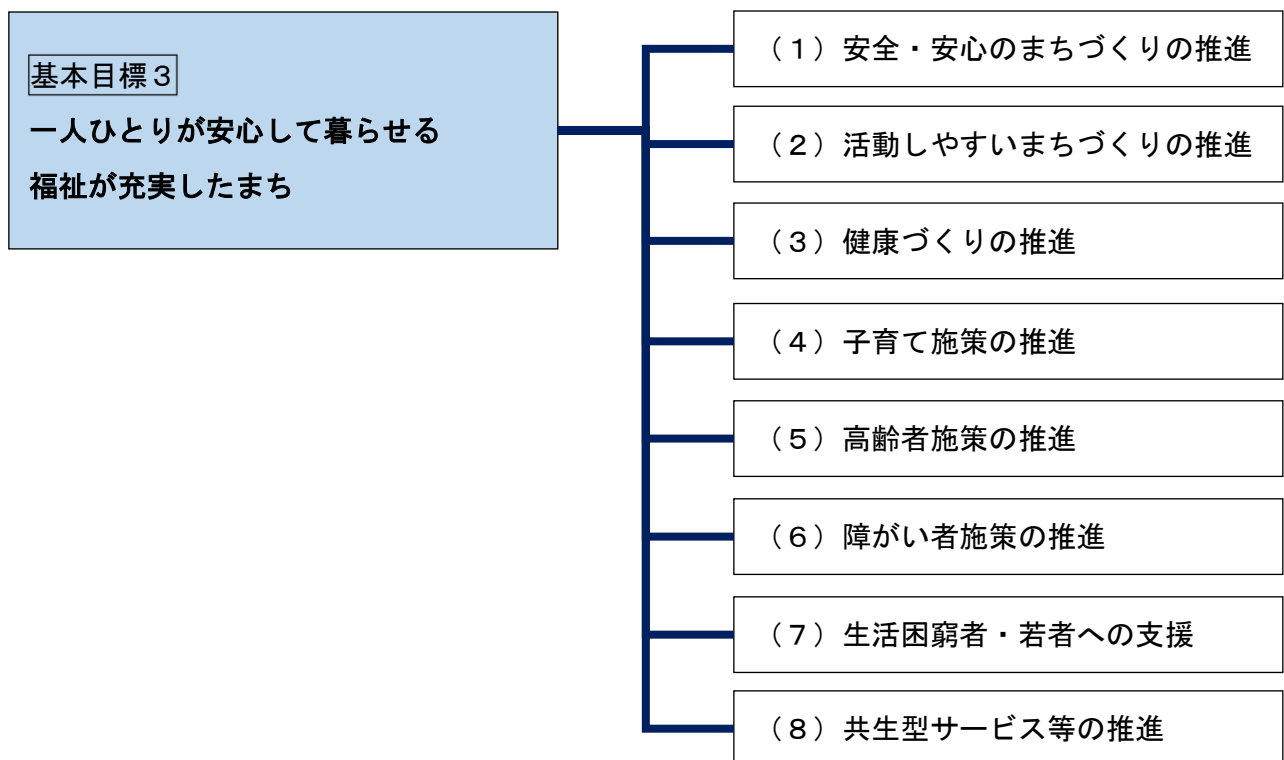
## 基本目標 3

### 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

#### ◆ 基本目標の考え方

- 住みよい地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- 防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- 福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

#### ◆ 施策体系



## (1) 安全・安心のまちづくりの推進

### 【現状と課題】

- 市では、平成 26(2014)年 3 月に策定した地域防災計画並びに運用マニュアルを定め、災害発生時の応急対応や復旧対策の体制構築に努めています。特に、津波対策については、津波避難計画及び津波避難施設整備計画に基づき、津波避難路や避難施設の整備を進めています。しかし、これら市や関係機関による取組みだけでは、災害対策は十分ではありません。自主防災組織や社会福祉協議会の災害ボランティア等、市民レベルによる助けあいの精神のもとで関係者が連携しながら、災害への準備を行い、日頃から避難行動要支援者の把握や避難訓練等を行うなかで、地域をあげて、いつ起こるかわからない災害に備える体制を市域全体で構築していくことが重要となります。
- 市内の各地域では、地域の安全を守ろうと、防犯組合や自主防犯組織が自主的にパトロール等の啓発活動をしています。今後の防犯対策を充実させるためには、より一層の地域住民の連携と参画が必要になっています。

### 【施策の方向】

- 市や関係機関、区・自治会の自主防災組織や社会福祉協議会の災害ボランティア等が連携し、避難行動要支援者の把握や避難訓練等で、地域の防災意識の向上と避難体制の充実に努めます。
- 防犯組合や自主防犯組織及び関係機関等と連携しながら、地域住民の協力のもと、防犯対策の充実を図ります。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 近所のつきあい、地域内の交流の場などを通じ、地域に住む避難行動要支援者への支援に協力しましょう。
- 日頃の生活の中で、地域の人への声かけ、子どもたちへの見守り、さまざまな機会を通じて地域の安全に関心を持ち、地域ぐるみで安全安心の維持向上に努めましょう。

## <地域や団体等が取り組むこと>



- 自主防災組織がない地区は、早期の設立をめざすとともに、避難訓練にも積極的に参加し、地域ぐるみで日頃から災害への備えをしておきましょう。
- 消防団と連携をし、消防団員の確保に協力しましょう。
- 民間の事業所等は、市との災害時の応援協定の締結など、災害時の連携・協力を努めましょう。
- 市や関係機関と連携し、地域の防犯体制の充実に協力しましょう。
- 不審者に関する情報提供に努めましょう。

## <市が取り組むこと>



① 避難行動要支援者の把握と避難体制の確立	
<p>介護保険の要介護認定者、障害者手帳所持者、ひとり暮らし高齢者など、避難行動要支援者の的確な把握に努め、個人情報適切な管理を前提に、民生委員児童委員、区・自治会、自主防災組織に情報提供するとともに、民間施設と連携し、福祉避難所機能を向上させ、避難行動要支援者の避難体制の確立に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>安全対策課 社会福祉課 高齢者支援課</p>
② 防災意識の啓発	
<p>防災に対する理解や普段からの備え等について、市の広報紙等で啓発するとともに、区・自治会、関係機関等と連携し、防災訓練を実施するなど、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>安全対策課 社会福祉課</p>
③ 防犯対策の充実	
<p>地域の防犯力の向上を目指し、防犯組合や自主防犯組織と連携し、合同パトロールや市の行事を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>児童や生徒をはじめ、市民の生活の安全確保に向けてPTA、社会福祉協議会、地域等と連携した見守り活動や、市の防災行政無線での啓発活動を促進するとともに、防犯灯などの整備にも努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>安全対策課 管理課</p>



## (2) 活動しやすいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

- 地域のつながりを大切にし、趣味や地域活動などに取り組むことは、人生を豊かにする上でとても重要です。本市では、趣味や軽スポーツ、健康相談などの活動の場を提供するなど、さまざまな事業を展開していますが、生活スタイルや意識などが多様化する中、地域のニーズを的確に捉えながら事業を展開していくことが必要です。
- 障がいや高齢で身体機能が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、道路の段差解消をはじめ、公共施設等が利用しやすいよう整備されていくことが必要です。

### 【施策の方向】

- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、学習、趣味、仕事、交流などさまざまな活動の機会確保を推進・支援します。
- 障がい者や高齢者など、誰もが安心して地域で活動できるよう、施設・設備等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりを図ります。
- 高齢者や障がい者など一人では外出するのが困難な人も、必要な支援を得て自分の意思で外出できるよう、公共交通機関等の利便性向上を促進するとともに、市としての支援策を検討します。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 市や社会福祉協議会等によるさまざまな事業へ積極的に参加しましょう。
- ボランティア、NPOなど地域の活動へ積極的に参加しましょう。
- 空家や商店の空き店舗など民間施設の有効活用に協力しましょう。

## <地域や団体等が取り組むこと>



- 市や他の団体等と連携し、ふれあいいきいきサロンなど、市民の交流活動の促進に取り組みましょう。
- 行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の収集・提供に協力するとともに、管理施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに努めましょう。

## <市が取り組むこと>



① 地域活動の場づくり	
<p>市民同士の交流や地域福祉の活動拠点として、公民館やふれあいセンターなどの各施設の活用を促進します。</p> <p>「いきいき市民大学講座」など生涯学習の機会の確保に努めます。</p> <p>スポーツ教室やレクリエーション活動、各種イベントなどを含めた、さまざまな活動機会を提供します。</p> <p>世代の異なる団体等の交流を促し、地域のつながりを強化するとともに、郷土芸能など地域文化についても、次世代への継承を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 高齢者支援課 農業振興課 生涯学習課</p>
② 施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備の促進	
<p>多くの人たちが利用する施設等において、バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を推進し、すべての人にやさしい施設利用環境の実現をめざします。</p> <p>併せて、公共施設等のバリアフリー化の実施状況がわかるよう、関係機関、地域の方と連携し、ちばバリアフリーマップへの最新情報の提供に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>財政課 社会福祉課 都市整備課 生涯学習課</p>
③ 公共交通の利便性向上	
<p>鉄道やバス等の公共交通について、事業者や関係機関と協議を重ねながら、市民ニーズや地域の実情を踏まえた施設整備やダイヤ改正等を要望するなど、利用者の利便性の向上に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>企画政策課</p>
④ 外出支援の充実	
<p>事業者や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者の外出支援に関する周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>企画政策課 社会福祉課 高齢者支援課</p>

## (3) 健康づくりの推進

### 【現状と課題】

- 健康でいきいきとした暮らしを送るためには、一人ひとりが、日頃から、食事や運動など、正しい生活習慣の実践を行い、自主的な健康づくりへの取組みをしていくことが重要です。
- 各種がん検診等の受診率が伸び悩んでいることから、市民への情報発信や受診勧奨の促進を図るとともに、保健指導の体制強化にも取り組む必要があります。
- 市内には国保大網病院をはじめ各医療機関、山武郡市による救急医療体制、休日や夜間の医療体制等が整備されています。市民が安心できる地域医療体制をつくるためには、各医療機関が連携し医療体制の充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

- いきいきとした毎日の暮らしと疾病の予防をめざし、生活習慣の改善や健診、保健指導等を通じ、市民の自主的な健康づくりを支援します。
- 安心できる地域の医療体制について市民自身が考え、行政、関係機関など地域ぐるみで地域医療体制の充実を図ります。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 自分の健康や生活習慣に関心を持ち、バランスのよい食事や日常的な運動を継続し、自主的な健康づくりに取り組みましょう。
- 定期的に健康診断やがん検診を受け、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。
- 身近な地域で健康や疾病について相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つよう努めましょう。
- 救急車の適正利用に努めましょう。

## <地域や団体等が取り組むこと>



- 行政等と連携し、市民の健康づくりを支援しましょう。
- 行政等と連携し、救急医療体制等への協力を努めましょう。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を促進しましょう。
- 救急車の適切な利用を呼びかけましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 学校教育における飲酒、喫煙、薬物対策の推進</b>	
全ての学校において、薬物乱用防止教室を開催します。また、飲酒や喫煙についても、保健体育の授業で取り扱うとともに、学校だよりや学級懇談会等で家庭へ啓発していきます。	所 管 管理課
<b>② 食育の推進</b>	
<p>保育所、幼稚園、小・中学校において各所属の栄養士を中心に食生活改善推進員や関係機関と連携し、食育活動を推進します。</p> <p>地元農家等が生産する農水産物を学校給食の食材として採用し地産地消を推進します。また、農業体験の場を充実し、農業及び食への理解向上に努めます。</p>	所 管 子育て支援課 健康増進課 農業振興課 管理課
<b>③ 地域医療体制の充実</b>	
国保大網病院、市内医療機関及び広域的な病院・診療所間などの機能分担と連携を促進します。また、夜間急病診療所、休日当番医について、広報紙やホームページでの掲載等により、市民が円滑に利用できるようその周知に努めます。	所 管 健康増進課 大網病院

<b>④ 救急医療体制の充実と適正利用の促進</b>	
<p>関係機関等との連携やポスターの掲示等の啓発を進め、救急車の適正利用の啓発を行います。</p> <p>山武郡市内医療機関による2次輪番体制、山武郡市急病診療所の円滑な運営を通して、救急医療体制の充実促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課 大網病院</p>
<b>⑤ がん検診等の充実</b>	
<p>胃がん検診については、胃内視鏡検査の普及・啓発により受診者の増加を図り、胃がんの早期発見・治療を促進します。</p> <p>他のがん検診は新規受診者や若い年齢層の受診者の増加を図れるよう努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>
<b>⑥ 特定健診・特定保健指導の実施</b>	
<p>個別通知や、他の検診との同日実施など、受診者の視点に立った健診の実施を工夫し、受診率の向上を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>市民課 健康増進課</p>
<b>⑦ かかりつけ医等の普及</b>	
<p>関係機関の協力のもと、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についての啓発を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>
<b>⑧ 生活習慣病の予防・重症化予防</b>	
<p>がん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病、高血圧などの生活習慣病の予防や早期発見、早期対応を促進するために、健康に関する正しい知識の普及・啓発、健康意識の向上を図ります。また、糖尿病による合併症や重症化予防の取組みを強化します。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>

## (4) 子育て施策の推進

### 【現状と課題】

- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設等での多様なサービスが求められており、少子化が進行しているなかでは、重要な政策となっています。乳幼児から青年期まで成長段階に応じて、心の健康づくりを含めた適切な子育て知識の普及とともに、子育て支援策の充実が求められています。
- 妊娠から出産、子育てについて、一人で不安や悩みを抱え、孤立が原因でDVや児童虐待につながってしまう危険性があります。日常の暮らしの中での地域や隣近所の支えあいや、相談支援体制の充実、保護者同士の交流など、不安や悩みを解消し、孤立しない環境づくりが必要です。

### 【施策の方向】

- 幼児教育・保育サービスや子どもの居場所づくりを充実することで、子どもの健全な育成を図ります。
- 子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の子育て支援体制を充実し、子育て家庭の孤立化の防止に努めます。
- 婦人相談員や家庭相談員を配置し、児童虐待やDVの防止に努めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 地域に住む子どもたちが安全に外遊びなどできるよう、見守りに努めましょう。
- 子どもとのふれあい方、子育て、子どもの健康に関する知識を身に付けるよう努めましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、日頃からの交流・支援に努めましょう。
- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営・経営に努めましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 乳幼児の健康増進</b>		所 管
乳幼児健診や定期予防接種など、乳幼児の保健事業を的確に実施し、乳幼児の健康づくりを進めます。		健康増進課
<b>② 幼児教育・保育サービスの充実</b>		所 管
幼児教育・保育を必要とする方に、必要なサービスを提供できるよう、運営体制の整備に努めます。また、地域の実情に応じた幼稚園と保育所のあり方を検討していきます。		子育て支援課 管理課
<b>③ 交流機会の充実</b>		所 管
子どもたちが地域の中で多様な人たちと交流する機会が増えるよう、各種イベント等の開催を支援します。関係機関と連携し、学区の幼稚園や保育所に通う未就学児を小学校に招き、校内を案内する取組みを継続していきます。  また、小学校高学年及び中学生についても、職場体験学習などの機会を通して、より多くの児童生徒が幼児とふれあえる場を設定します。		管理課 生涯学習課
<b>④ 子どもの居場所づくり</b>		所 管
放課後子ども教室や学童保育室の充実をはじめ、休日・放課後における子どもの居場所づくり・遊び場づくりの確保を支援するとともに、指導員の指導力向上を図ります。幼稚園、小学校、中学校の家庭教育学級において、保護者のニーズや視点に立った内容の充実を図ります。		子育て支援課 生涯学習課
<b>⑤ 家庭教育の推進</b>		所 管
家庭教育はすべての教育の出発点といわれ、子どもたちが社会の基本的倫理観や社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。市内の幼稚園・小学校・中学校の家庭教育学級において保護者を対象とした研修会等の活動を支援し、家庭、地域、学校との連携を図り、家庭での教育力の向上に努めます。		生涯学習課

<b>⑥ 学校保健の充実</b>	
<p>小・中学校における健康診断や体力テストなどを実施し、子どもたちの健康・体力の増進を推進します。</p> <p>また、性に関する正しい認識・知識の普及や心の健康に関する教育の充実を含めた総合的な保健の充実に努めます。</p> <p>小・中学校及び関係機関と情報交換しながら、児童・生徒の不登校やいじめ問題に関する適切な対策を講じます。</p> <p>また、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員を引き続き配置し、生徒が抱える心の悩みや問題等の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>管理課</p>
<b>⑦ 地域における子育て支援の充実</b>	
<p>地域の身近な所で親子の交流や子育てについて相談ができる子育て支援センターの充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業を開設し、子育てを地域で支えあう仕組みづくりを推進します。</p> <p>妊娠届出書提出時の保健師による面談を充実させ、母子健康手帳交付時から、一人ひとりへの支援強化を図り、安心・安全な出産、育児不安の軽減や疾病の早期発見ができるよう切れ目ない子育て世代への包括的な支援体制づくりを進めます。</p> <p>未熟児養育医療の給付・子ども医療費・ひとり親医療費の助成については、引き続き、安定運営に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>子育て支援課 健康増進課</p>
<b>⑧ 児童虐待防止・DV被害防止対策</b>	
<p>子どもの虐待やDVの防止の体制強化に努めます。要保護児童等の早期発見及びその適切な保護を図るため、市要保護児童対策地域協議会を組織し、市、関係機関等が要保護児童等に関する情報や支援策を共有し、適切な連携を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>地域づくり課 子育て支援課</p>



## (5) 高齢者施策の推進

### 【現状と課題】

- 高齢者の生活を支援するため、「大網白里市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携しながら、介護保険サービスや、それ以外のさまざまな事業を推進しています。
- 高齢化の進行とともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで見守りと支援を行うことが重要です。
- また、高齢者の安心できる暮らしを支援するため、高齢者の生きがいづくりや生活ニーズに応じた福祉施策を地域と連携して推進することも必要です。

### 【施策の方向】

- 高齢者が安心できる暮らしを支援するため、高齢者の生活ニーズに応じた介護保険サービスの整備や高齢者福祉施策を推進します。
- 高齢者がいつまでも地域で元気に暮らすことができるよう、高齢者の生きがい活動の充実を図るとともに、総合事業を推進し、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりの創設に努めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 介護保険制度への理解を深めるとともに、介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めましょう。
- 高齢者世帯や一人暮らし高齢者への見守りに努めましょう。
- 老人クラブ、シルバー人材センター等へ積極的に参加しましょう。

## <地域や団体等が取り組むこと>



- 介護保険制度に基づくサービス提供体制の充実を図りましょう。
- サービス従事者の資質向上を図りましょう。
- ふれあいいいききサロン、高齢者見守り活動など、地域の実情にあった高齢者との交流機会の充実を図りましょう。
- 市、関係機関等と連携し、高齢者の暮らしの支援に努めましょう。
- 総合事業の理解を深め、地域や市民の介護予防や生活支援の実施に努めましょう。

## <市が取り組むこと>



① 高齢者の生きがい活動の充実	
<p>高齢者のニーズを踏まえた老人クラブ活動や学習、趣味、スポーツ・レクリエーション等の健康と生きがいづくり活動の機会を充実させるとともに関連団体への支援を図ります。</p> <p>介護支援ボランティア事業については、制度の周知を図り、登録者の増加をめざします。</p> <p>定年退職等で就業の機会を求める高齢者が増加することから、高齢者の経験や能力を活かせるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。</p>	<p>所 管</p> <p>高齢者支援課</p>
② 総合事業の推進	
<p>地域包括支援センター、在宅介護支援センター、医療機関など関係機関と連携し地域の支えあいのなかで要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行います。</p> <p>また、すべての高齢者を対象とした自由参加型の運動講座などを開催するとともに、市民主体による介護予防活動を支援します。</p>	<p>所 管</p> <p>高齢者支援課</p>

<b>③ 介護保険サービスの質の向上</b>	
サービス利用者の満足度を向上させるため、介護事業者連絡会議・ケアマネジャー連絡会・地域ケア会議を開催し、介護サービスの提供・連携体制を充実するとともに、介護事業者のサービス向上、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。	所 管
	高齢者支援課
<b>④ 生活支援体制整備事業の推進</b>	
生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を中心に、高齢者の生活の困りごとを把握し、地域資源を活用した適切な支援体制の整備を推進します。	所 管
	高齢者支援課

## (6) 障がい者施策の推進

### 【現状と課題】

- 市では「大網白里市障がい者計画」に基づき、障がい者の暮らし全般を支援する施策を、「大網白里市障がい福祉計画」では、障がい福祉サービスについての目標量を定め、障がい福祉サービスの充実を図っています。
- 障がい者の社会参加の促進として、企業や事業主への意識啓発や就労の機会づくりとともに、地域での交流の機会づくりや周知活動等の充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がい者への就労支援や、コミュニケーション支援などを通して社会参加の促進を図るとともに、障がい者が地域の中で適切な支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスを含めた障がい福祉施策の一層の充実を図ります。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 障がいについて正しく理解するように努めましょう。
- 障がい者への配慮やサポートなどに努めましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 障がい福祉制度や障がい者の日ごろの生活等への理解を深め、日常生活や地域活動へ障がい者が積極的に参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 保育所、幼稚園、小・中学校、行政と連携し、障がいのある子どもの保育・教育の充実に努めましょう。
- 行政、サービス提供事業者等との連携に努めるとともに、サービス提供体制の充実を図りましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 障がいのある子への支援</b>	
<p>教職員、特別支援教育支援員、保育士に特別支援教育等の研修参加を促進させ、障がいのある子を円滑に受け入れる体制を推進するとともに、障がいのある子が利用しやすい学校施設や保育所施設の設備の充実を図ります。</p> <p>小・中学校においては、通常の学級による指導、通級による指導の充実を図るとともに、通常学級担任と特別支援学級担任のみならず管理職も含めた学校全体での連携、情報共有を図り、特別支援学級との交流、共同学習を推進します。</p> <p>障がいのある子たち一人ひとりの希望等を十分に尊重しながら、障がいのある子の就学や就労への指導を充実するとともに、特別支援学校等の関係機関と連携し、進路相談や就労支援など適切な支援サービスの利用を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 子育て支援課 管理課</p>
<b>② 障がい福祉サービスの充実</b>	
<p>障がい者の自立を支援するために、障がい者のニーズを踏まえ、障がい福祉サービスを安定的に提供できる体制の維持に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
<b>③ コミュニケーションの確保</b>	
<p>手話通訳者の派遣を実施し、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図るとともに、広報、ホームページ、障がい者福祉のしおり等で制度の周知を行い、利用拡大に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>

## (7) 生活困窮者、若者への支援

### 【現状と課題】

- 市民一人ひとりが地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確立が重要です。近年では、家庭環境が多様化し、身内や親族から援助が得られず生活が困窮するケースなどが増加しており、それぞれの家庭環境等に応じた支援が必要になっています。
- また、近年、ニート・ひきこもりが社会問題化しています。一人でも多くの若者や働く世代の市民が、自信と希望を持って、心豊かに暮らせるよう、情報提供、相談、就労支援など、さまざまな形での社会参加を支援することが重要です。

### 【施策の方向】

- 就労支援機関等と連携し、求職活動に必要なスキルを提供する場や生活に関する相談を受けられる場を設け、ニート・ひきこもりなど、スムーズに社会参加できない若者に対する相談・支援に努めます。
- 経済的に困窮している低所得世帯の安定した自立に向けて、それぞれの実情に応じた相談・情報提供とともに各種援護制度の活用や自立支援など適切かつ有効な施策の実施に努めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 普段から近所のさまざまな世代の人とのあいさつなどを通じて交流し、互いに気軽に話ができる環境づくりに努めましょう。
- 困っている若者等に、一人で悩まず、行政などで相談ができることを伝えましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 地域内の交流を図り、若者や生活に困窮している世帯の見守りに努めましょう。

## <市が取り組むこと>



<b>① 青少年相談員活動の支援</b>	
地域の協力を得ながら青少年相談員の確保を図り、青少年の健全育成に努めるとともに、時代のニーズに合った青少年育成活動の展開を図ります。	所 管
	生涯学習課
<b>② 若者の社会参加への支援</b>	
千葉県が設置する「ひきこもり地域支援センター」や国が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート・ひきこもりなど、社会参加が苦手な若者の相談・支援に努めます。	所 管
	社会福祉課 商工観光課
<b>③ 生活保護制度の適正な運用</b>	
困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に、保護の決定、各種扶助の適用等、生活保護制度の適正な運営に努めます。	所 管
	社会福祉課
<b>④ 生活困窮者への自立支援</b>	
生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを目的として、個々の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、ハローワークの巡回相談を活用し、就労を支援します。	所 管
	社会福祉課

## (8) 共生型サービス等の推進

### 【現状と課題】

- 本市では、子どもやその家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者、若者など、それぞれの分野ごとに対応した支援制度を総合的に運用するなかで、福祉施策を推進していますが、制度の「狭間」で支援が十分に届かない方であったり、8050問題やダブルケア等、複合的な課題を抱えた世帯については、現行の個別制度のなかでは、的確に対応することができないケースも増えてきています。
- そこで、これまでの制度の枠を超えて、相互連携させながら、分野横断的な課題に対しても幅広く弾力的に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備が重要となっています。

### 【施策の方向】

- 福祉関連計画と連携し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

### 【主な取組み】

#### <市民が取り組むこと>



- 普段から地域や近所の方へのあいさつなどを通じて、気軽に交流ができる環境づくりに努めましょう。
- 地域の課題を、自分を含めたみんなの共有事項として、一緒に解決策を考えましょう。
- 現在、私たちの身の回りにある福祉資源とその果たしている役割について理解を深めましょう。

#### <地域や団体等が取り組むこと>



- 市等と連携し、制度の「狭間」や複合的な課題を持った世帯への支援に努めましょう。
- 関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めましょう。
- 市民との協働に取り組み、共生型サービスの推進に努めましょう。



## <市が取り組むこと>



<b>① 「地域共生社会」についての理解促進</b>			
市民、行政、団体等の関係者が一体となって住みよい地域を共に創っていくという「地域共生社会」の考え方について、あらゆる機会を通じて理解の促進に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課
所 管			
社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課			
<b>② 新たな共生型サービスの検討・創設</b>			
制度の「狭間」や複合的な課題を持った世帯への支援ができるよう、実態とニーズを把握するとともに、各分野で設置されている既存の相談窓口のネットワーク化や複数のサービスを組み合わせる一体的に提供する、福祉サービスの運用の弾力化など、新たな共生型のサービスの検討・創設に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課
所 管			
社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課			
<b>③ 地域福祉関連計画の推進と地域共生社会の実現に向けた施策の見直し検討</b>			
子ども・子育てや高齢者、障がい者などの地域福祉関連計画の策定時において、地域共生社会の実現に向けた施策の見直し、検討を行います。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課
所 管			
社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課			
<b>④ 包括的相談支援体制の構築</b>			
個々の状況に応じて、必要な支援を的確かつ包括的に支援する地域包括ケアシステムの機能強化を進めるとともに、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代も含め、生活上の困難を抱える方を幅広く対象とする包括的な支援体制の構築に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</td> </tr> </tbody> </table>	所 管	社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課
所 管			
社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課			

# 第5章 計画の推進に向けて

---

## 第1節 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域で生活を営むすべての市民です。自分たちの地域をより住みやすい、住み続けたい地域にしていくためには、行政の取組みだけでなく、市民の主体的な活動が欠かせません。

また、それぞれの居住環境とその周囲には、それぞれの特性に応じたニーズや課題があると思われます。それらのニーズや課題に対応していくためには、そこで活動する区・自治会やボランティア団体、事業所等がそれぞれの役割を担いつつ、連携していくことが重要です。

本計画は、市民をはじめ、市、社会福祉協議会、地域活動団体、ボランティア、大学、事業所等が積極的に協働・連携していく中で推進していきます。

## 第2節 計画の理解促進

本計画の推進に向けて、計画の目指す理念や地域福祉の方向性について、市民をはじめ、市、社会福祉協議会、地域活動団体、ボランティア、大学、事業所等の関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要です。

そのため、本計画の内容について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。また、地域福祉についての理解と活動を広げていくために、継続的な情報発信と活動支援を行い、協働・連携の輪を広げていきます。

## 第6章 関連資料

### 1. 大網白里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年5月10日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定し、地域に即した創意と工夫による福祉サービスの提供体制の基盤とすることを目的とする。

(委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 大網白里市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的の達成に必要なこと。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定の日までとする。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(組織)

第5条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 保健福祉団体関係者
- (4) 公募により選出された市民の代表者
- (5) 各種団体関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に5人以内の幹事を置き、市職員のうちから市長が指名する。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課及び社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年11月15日告示第141号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第48号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日告示第136号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月17日告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

## 2. 策定委員会委員名簿

(◎委員長、○副委員長) 敬称略

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎石 田 路 子	学校法人 城西大学 城西国際大学福祉総合学部副学部長
社会福祉事業関係者	横 田 久 江	社会福祉法人 緑陽会 居宅介護支援事業所 管理者
	高 木 由 佳	社会福祉法人 ワーナーホーム パンプキンハウス施設長
	後 藤 正 義	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 大網支部支部長
	五十嵐 京 子	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 山辺支部副支部長
	野 村 純 一	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 瑞穂支部副支部長
	永 野 和 子	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 増穂支部支部長
	高 山 義 則	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 白里支部支部長
保健福祉団体関係者	○星 見 和 子	大網白里市民生委員児童委員協議会会長
	大 矢 敏	大網白里市保護司会会長
	鈴 木 由 枝	日本赤十字社千葉県支部大網白里市地区 奉仕団委員長
	津 田 孝 子	大網白里市食生活改善協議会会長
	秋 葉 京 子	大網白里市保健推進員代表者
公募より選出された 市民の代表者	齋 藤 勝	市民代表
	黒 木 直 司	市民代表
各種団体関係者	梶 秀 文	大網白里市区長会会長
	小川原 元 春	大網白里市老人クラブ連合会副会長
	山 田 繁 子	大網白里市ボランティア連絡協議会副会長
	八 角 榮 子	大網白里市子ども会育成連絡協議会会長
	安 川 博 章	大網白里市商工会理事

### 3. 大網白里市地域福祉計画策定庁内会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、大網白里市地域福祉計画策定委員会と協働して調査研究するため、大網白里市地域福祉計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 計画の策定に伴う調査、研究に関すること。
- (2) 市民懇談会に関すること。
- (3) 計画の骨子案、計画案の提案に関すること。
- (4) その他庁内会議の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 庁内会議の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長には、副市長を、副会長には、社会福祉課長を充てる。

- 2 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 庁内会議に専門事項を調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 作業部会は、庁内会議から付託された事項について調査、検討及び必要な作業を行い、その結果を庁内会議に報告するものとする。
- 4 作業部会の事務を行うにあたっては、社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会と連携し、これを行うものとする。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 庁内会議及び作業部会の庶務は、社会福祉課及び社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

別表第1（第3条）

副市長  
企画政策課長  
安全対策課長  
地域づくり課長  
社会福祉課長  
子育て支援課長  
高齢者支援課長  
健康増進課長  
大網病院事務長  
教育委員会管理課長  
教育委員会生涯学習課長

別表第2（第6条第2項）

企画政策課長が推薦する者  
安全対策課長が推薦する者  
地域づくり課長が推薦する者  
社会福祉課長が推薦する者  
子育て支援課長が推薦する者  
高齢者支援課長が推薦する者  
健康増進課長が推薦する者  
大網病院事務長が推薦する者  
教育委員会管理課長が推薦する者  
教育委員会生涯学習課長が推薦する者



#### 4. 策定庁内会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
	副市長	深井良司	会長
企画政策課	課長	武田裕行	
安全対策課	課長	大塚好	
地域づくり課	課長	岡部一男	
社会福祉課	課長	石川普一	副会長
子育て支援課	課長	松戸敏彦	
高齢者支援課	課長	町山繁雄	
健康増進課	課長	石原治幸	
大網病院	事務長	酒井 総	
管 理 課	課長	古内 衛	
生涯学習課	課長	織本慶一	

#### 5. 庁内作業部会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
企画政策課	副課長	鈴木正典	
安全対策課	副課長	鵜沢康治	
地域づくり課	副課長	深山元博	
社会福祉課	副課長	糸日谷 昇	部会長
子育て支援課	副課長	糸井陽子	
高齢者支援課	副課長	大塚隆一	
健康増進課	副課長	伊藤文江	副部会長
大網病院	副事務長	古川正樹	
管 理 課	副課長	花沢 充	
生涯学習課	副課長	石井一正	

## 6. 策定経過

日付	事項	内容
平成 29(2017)年 7月 10 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・市民アンケート調査について</li> </ul>
7月 28 日	第 1 回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・作業部会への付託について</li> <li>・市民アンケート調査について</li> </ul>
7月 28 日	第 1 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・作業部会への付託について</li> <li>・市民アンケート調査について</li> </ul>
8月 23 日 ～9月 15 日	市民アンケート調査	・20 歳以上市民 2,000 人を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施
9月 28 日 ～11月 7 日	関係団体アンケート ・ヒアリング調査	・市内で活動しているNOP等 10 団体を対象にアンケート調査、5 団体を対象にヒアリング調査を実施
10月 25 日	第 2 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画事業評価について</li> <li>・市民アンケート調査結果について</li> <li>・地域福祉計画骨子案について</li> <li>・地域福祉座談会について</li> </ul>
11月 7 日	第 2 回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画事業評価について</li> <li>・本市の地域福祉を取り巻く状況について</li> <li>・市民アンケート調査結果について</li> <li>・団体アンケート・ヒアリング調査結果について</li> <li>・市の地域福祉に係る課題について</li> <li>・地域福祉座談会について</li> </ul>
11月 13 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画事業評価について</li> <li>・本市の地域福祉を取り巻く状況について</li> <li>・市民アンケート調査結果について</li> </ul>
12月 4 日	第 3 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉座談会について</li> <li>・施策体系について</li> </ul>
12月 6 日～ 12月 14 日	地域福祉座談会	・市内 5 地区において、ワークショップ形式で地域福祉に関する意見交換を実施

日付	事項	内容
12月26日	第4回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の地域福祉に係る課題のまとめ</li> <li>・基本理念について</li> <li>・基本目標及び施策体系について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成30(2018)年 1月16日	第3回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（素案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
1月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（素案）について</li> <li>・地域福祉活動計画（素案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
2月16日～ 3月2日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（素案）に対する市民意見の募集</li> </ul>
3月23日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画（案）について</li> <li>・地域福祉活動計画（案）について</li> </ul>

## 7. 用語解説

	用 語	内 容
あ	NPO	民間非営利団体 (Non-Profit Organization) の略。地域などにおいて営利を目的とせずにさまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。
か	協働	住民、団体、企業、行政など異なる性質のあらゆる主体が、同じ目標を共有し、対等の立場でそれぞれの特性を活かして、課題解決に取り組むこと。
	個人情報保護条例	個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業所等に対し、個人情報の取り扱い方法等を定めた条例。
さ	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に区・自治会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	社会福祉協議会	地域住民やボランティア団体、社会福祉施設など、地域の福祉関係者と協力して、さまざまな福祉の問題解決をめざす民間の非営利団体。
	食育	食材の特徴や調理法から、地域の食文化まで、食に関するさまざまな知識を学ぶことで、人間形成や地域への愛着の増進等をめざす教育的活動。
	成年後見制度	障がいや認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、援助を行う制度。
た	中核地域生活支援センター	子ども、障がい者、高齢者の誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、24時間 365 日体制で福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とした団体。
な	ニート	NEET (Not in Employment, Education or Training) のことで、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人を指す造語。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人

	用語	内容
は	パブリックコメント	公的機関が規則などを定める際に、広く市民に意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。
	バリアフリー	障がい者や高齢者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。段差等の物理的な障害のほか、障がいのある方の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
	ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人、援助したい人が会員となり、互いに助けあう会員組織。
	避難行動要支援者	障がい者や高齢者などで災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
	福祉避難所	災害発生時に障がい者・高齢者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま	民生委員児童委員	民生委員は、地域福祉向上のために民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、行政や社会福祉協議会への協力を行うこととされている。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境情報等の設計（デザイン）。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

---

---

## 大網白里市地域福祉計画

発行年月 平成 30 年 3 月

発 行 大網白里市

編 集 大網白里市社会福祉課

〒299-3292 大網白里市大網 115 番地 2

TEL 0475-70-0330

FAX 0475-72-8454

---